

「産業・環境の未来都市」の実現に向けて（産業・環境 分野）事業評価一覧（令和6年度に実施した事業）

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
1	産業振興機能強化事業	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上	好循環P 戦略事業	持続可能な産業基盤の構築	市内に主たる事務所を有する事業者等	・産業振興ビジョン推進に係る施策事業の検討 ・産業界との意見交換	計画 どおり	295	H24		【①昨年度の評価(成果や課題):「うつのみや産業振興ビジョン」の進捗管理と産業界における課題やニーズの収集・把握】 ・「うつのみや産業振興ビジョン」の実現を図るため、市内の幅広い産業分野の企業等で組織する「うつのみや産業振興協議会」を2回開催し、施策事業の取組み評価を行うとともに、設備投資の動向や人材の確保・育成、スタートアップ支援など、時流を捉えた特定経済テーマに関する意見交換を行うことで、具体的な施策立案に向けた経済界の課題や行政へのニーズ等を収集・把握した。 ・近年の「うつのみや産業振興協議会」において、複数の企業から人材確保や人材活躍に係る課題が挙げられていることから、それらの意見を踏まえリーディング企業や市内企業を対象とした「女性活躍や多様な働き方」をテーマとしたセミナーを、協議会の一員である栃木労働局と連携して開催した。 【②今後の取組方針:「うつのみや産業振興ビジョン」の進捗管理、産業界における社会経済環境の変化の影響や課題・ニーズの把握】 「うつのみや産業振興協議会」において、「うつのみや産業振興ビジョン」の進捗状況等を評価するとともに、社会経済環境の変化やその影響、将来の見通し等を踏まえ特定経済テーマを設定の上、意見交換を行うことで、具体的な施策の立案や実施に反映していく。	
2	地域産業活性化支援事業 (高度技術産学連携地域対象事業補助金)	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上	好循環P 戦略事業	先端技術産業等の立地や集積、技術高度化の促進	市内に主たる事務所を有する事業者等	事業費の一部負担による、技術高度化の推進	計画 どおり	341	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):「サポートユアビジネス事業」の利用促進】 ・栃木県産業振興センターが実施する、本市を含む県内5市4町が事業費の一部を負担し、県内企業の新製品や新技術の開発を促進するための「サポートユアビジネス事業」に市内企業1社が応募しており、市内企業の新製品や新技術の開発意欲の醸成に寄与している。 ・市内企業の活用促進に向けて、引き続き、同事業の周知が必要である。 【②今後の取組方針:利用促進に向けた市内企業への積極的な周知】 市内企業の新製品や新技術の開発を促進するため、本事業の積極的な活用に向けて、関係機関と連携し、市内企業への更なる制度利用の促進に取り組む。	
3	地域産業活性化支援事業 (販路開拓支援事業補助金)	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上	好循環P 戦略事業	中小企業等の新たな販路や取引先等の開拓	市内に主たる事務所を有する事業者等	新たな販路開拓のために開催される国内外における一定規模以上の展示会等に参加する際の経費の一部を補助	計画 どおり	1,411	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度の利用促進】 ・リーディング企業等への制度周知により、9件の制度利用があり、258件の商談が行われるなど新たな販路開拓に寄与している。 ・市内企業の展示会等への参加を促進するため、本制度の周知を行うとともに、企業の出展ニーズなどを捉え、必要に応じて制度の見直しについて検討していく必要がある。 【②今後の取組方針:企業の出展ニーズの把握】 引き続き、国内外で開催される展示会等への出展支援を行うとともに、企業訪問などにより企業の出展ニーズを捉えながら、必要に応じて支援内容の拡充について検討していく。	
4	次世代産業イノベーション推進事業	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上	好循環P 戦略事業	イノベーション創出の推進	・市内に主たる事務所を有する事業者 ・市内事業者との協業や市内に事業拠点の設置を予定する事業者等	交付金の交付による、市内企業のイノベーション創出に対する支援	計画 どおり	25,418	H25		【①昨年度の評価(成果や課題):市内スタートアップの成長と市内企業による新規事業創出】 ・コーディネーターの活動については、ビジネスマッチングなどの個別相談対応等により、51件の産学・企業間のマッチング(連携相談、引合せ等)案件が創出された。 ・異業種交流会については、「生成AI」や「大学×スポーツビジネス」などをテーマに3回開催し、起業家、中小企業経営者、学生など合計213名の参加により活発な交流が図られた。 ・アクセラレータープログラムについては、スタートアップの成長ステージに応じた適切な支援を行うため、「創業期」と「成長期」の2つのコースに分けて実施し、応募者数29件のうち、有望なスタートアップ6者を採択し、支援機関やサポーター企業等と連携して約5か月間にわたる成長支援プログラムの実施により、スタートアップ企業の成長が図られるとともに、「成長期」コースの採択企業3社による市内事業者などとの実証実験が実現した。 ・市内中小・中堅企業を対象として新規事業を促進させる「新規事業創造プログラム」については、市内中小企業から合計9事業者が参加し、新規事業開発に対する意識醸成やノウハウの取得、企業内の人材育成が図られた。 ・市内既存企業の新規事業支援に向けた市内外のスタートアップ企業等との協業によるオープンイノベーションプログラムについては、市内中核企業2社を選定し、協業テーマを設定の上、スタートアップの募集を行い、計5件のマッチングが成立し、新製品開発に向けた協業プロジェクトを開始した。 ・スタートアップへの支援において、投資機関(ベンチャーキャピタル等)とのマッチングや投資機関に向けた事業計画策定に時間を要するケースがあることから、重要課題の一つである資金調達に関する支援を強化する必要がある。 ・また、スタートアップの実証実験フィールドの調整に時間を要する事例もあり、実証フィールド提供事業者の更なる発掘に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:スタートアップに対する資金調達の支援と実証フィールドの強化】 産学官金の連携組織「宇都宮コンソーシアム」の構成団体やアクセラレータープログラム運営事業者等のネットワーク、ノウハウを活用しながら、将来性のあるスタートアップを発掘し、資金調達に向けた投資機関との相談やマッチングの支援に取り組むとともに、スタートアップ企業の成長につながる、より多くの実証実験フィールドの確保に取り組む。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
5	地域産業活性化支援事業 (宇宙関連産業の推進)	V－10	地域産業の創造性・発展 性の向上	好循環P 戦略事業	宇宙関連産業の振興	市内に拠点を有する 事業者等	・宇宙関連事業者の創 出、市内事業者による宇 宙関連産業への参入促 進 ・宇宙関連ビジネスに対 する補助	計画 どおり	62,583	R6		【①昨年度の評価(成果や課題):宇宙ビジネスに対する意識の醸成】 ・宇宙ビジネスアイデアワークショップについては、航空宇宙産業を振興する産学官組織「栃木県航空宇宙懇話会」や市内大学などと連携して周知を行い、宇宙ビジネスへの参入に関心のある起業家や企業の実務担当者、学生など、多様な層から15名が参加し、宇宙ビジネスへの意識醸成が図られた。 ・宇宙ビジネス認定事業補助金については、市内事業者が進める宇宙関連事業を1件認定するとともに、認定事業に対する企業版ふるさとの納税の獲得に向けた市外企業等へのPRを行い、集まった寄附を活用して、認定事業への支援を行った。 ・宇宙ビジネスワークショップにおいて創出されたアイデアの事業化に向けた支援などを検討する必要がある。 ・また、宇宙ビジネス認定事業補助金の更なる応募者の発掘とともに、引き続き、認定事業に対する企業版ふるさと納税の獲得を推進する必要がある。 【②今後の取組方針:事業化への継続支援と補助対象事業者の発掘】 ・宇宙ビジネスアイデアワークショップについては、「宇都宮イノベーションコンソーシアム」による支援事業との連携を図るなど、専門家による支援の仕組みを検討する。 ・宇宙ビジネス認定事業補助金については、「栃木県航空宇宙懇話会」を始めとした各支援機関と連携し、応募者の発掘を行うとともに、東京オフィスを活用して認定事業のPRを行うなど企業版ふるさと納税の獲得に取り組む。	
6	地域産業活性化支援事業 (公共調達トライアル発注認定事業)	V－10	地域産業の創造性・発展 性の向上	好循環P 戦略事業	市内企業等の新商品 等の販路開拓や公共 調達の促進	・市内に本社又は主 たる事業所を有する 者等	トライアル発注認定事業 における新商品等の認定 及び認定商品の認知度 向上	計画 どおり	56	R6		【①昨年度の評価(成果や課題):認定商品の認知度向上】 ・関係機関と連携し周知を行い、11件の認定を行った。 ・認定制度を活かして商品PRを行うなど販路開拓への取組が図られている。 ・更なる販路開拓に向けた認知度向上の支援や公共調達の促進に向けた庁内への周知を強化する必要がある。 【②今後の取組方針:認定商品の認知度向上の支援】 ・認定商品の庁内での認知度向上や調達に繋げるため、テスト導入などの仕組みを検討する。 ・また、販路開拓を支援するため、認定商品の公共施設や各種イベント等での展示などを検討する。	
7	東京圏における交流・活動拠点の 設置 (宇都宮サテライトオフィス事業)	V－10	地域産業の創造性・発展 性の向上	好循環P 戦略事業	産業振興の加速化	・市内企業等 ・東京圏等の企業等	市内企業と東京圏企業と のビジネスマッチング支 援と東京圏企業等の誘致 促進	計画 どおり	18,120	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):ビジネスマッチング等案件の創出】 ・東京都港区虎ノ門にあるCIC Tokyo内に設置した「宇都宮サテライトオフィス」を拠点にビジネスコーディネーターと連携してCIC Tokyo入居者、来訪者との交流や、都内で提携する交流施設の会員企業などとの交流により、ビジネスマッチング案件10件、企業立地案件3件を創出した。 ・東京都内で連携するイベントスペースにおいて、他の自治体と連携した本市の重点産業や市内スタートアップなどをPRする交流イベント、ライトラインをテーマとした本市ビジネス環境をPRするイベント、宇都宮の起業家と都内起業家との交流イベントなど合計6回開催し、都内スタートアップ、大手企業、支援機関、投資機関など860名が参加した。 ・本市ビジネスツアーについては、CIC Tokyo入居者や都内で提携する交流拠点の会員企業などを誘客し、ライトラインの乗車ツアーや国際スポーツイベントの観戦ツアーなど9回開催し、合計97名が参加した。 ・東京圏企業等との多様な交流の機会やこれまでに構築したネットワークを効果的に活用し、市内企業の更なるマッチング支援やオフィス、本社機能の誘致促進、本市PR活動を強化していく必要がある。 【②今後の取組方針:ビジネスマッチング及び企業の誘致等の促進】 ・都内ビジネスコーディネーターや市内の産学官連携コーディネーターとの情報共有を密に行いながら、東京圏企業と市内企業とのビジネスマッチング案件の創出を強化する。 ・JR宇都宮駅西口の再開発など本市のまちづくりの進展に合わせて地方進出に関心の高いオフィス系企業の情報抽出を行うなどターゲットやテーマの絞り込みを行いながら、企業誘致やビジネスマッチングを促進する。	拡大
8	地域中核企業支援事業	V－10	地域産業の創造性・発展 性の向上	好循環P 戦略事業	地域内経済循環の拡 大	市内に主たる事務所 を有する事業者等	企業間取引などにおいて 地域経済に貢献し、成長 性の高い企業の宇都宮 市リーディング企業とし ての認定と成長支援の実施	計画 どおり	2,539	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):本市経済を牽引する企業の認定と成長支援の実施】 ・企業訪問による制度周知を行い、新たに2社のリーディング企業を認定した。 ・認定企業への支援として、「販路開拓支援事業補助金」等における補助要件の優遇や認知度向上等を目的とした特別テレビ番組の放映のほか、雇用・人材活躍をテーマとしたセミナーや認定企業間の交流を促す交流会の開催に取組んだところであり、セミナーを受講した認定企業が国のえるぼし認定の申請に向けて動き出すなど、認定企業の成長の一助となっている。 ・引き続き、地域経済循環の拡大に向けて、認定候補企業へ本制度を周知するほか、認定企業の成長支援につながる取組を積極的に行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:「宇都宮市リーディング企業」の魅力向上】 ・企業訪問を重ねながら、本市経済をけん引する新たなリーディング企業の認定を推進していく。 ・認定企業が持つ地域経済循環機能を強化するため、引き続き、認定企業を中心とした企業交流会を開催し、認定企業の認知度向上や企業間のコネクション強化など、事業の更なる充実を図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
9	起業家支援事業 (宇都宮ベンチャーズ事業補助金)	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上	好循環P 戦略事業	起業家の成長を支援	起業家	インキュベーション施設の運営等(経営診断, 入居企業間の交流促進, 起業家の発掘等), 起業機運の醸成	計画 どおり	2,794	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):入居企業の増加と着実な育成支援】 ・カウンセリングを行うことで, 経営課題の解決が図られるとともに, 東京オフィスと連携して東京都内の起業家や支援者等との交流機会を創出し, 成長に資するネットワークの拡大が図られた。 ・市内大学生を対象として, 都内のイノベーション施設を訪問し起業家等との交流機会を提供するツアーを開催し, 9名の学生が参加 ・また, 市内の小学校高学年生を対象として起業や商品開発等の楽しさに触れる起業家教育ワークショップを開催し, 21名が参加するなど起業意識の醸成が図られた。 ・起業を取り巻く環境が変化していることから, 起業機運の醸成や入居企業の成長に向け, 各支援機関や他の施策との連携した効果的な支援を行う必要がある。 【②今後の取組方針:時代に即した起業家支援施設の在り方の検討】 入居企業や起業希望者などのニーズを捉え, 他の自治体の先進事例等を調査しながら, 効果的な支援策などを検討するとともに, 東京オフィスを活用した販路拡大や人的ネットワーク拡大などの支援に取り組みながら, 入居者の着実な育成に繋げていく。	
10	起業家支援事業 (次世代スタートアップ経営者育成事業)	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上	好循環P 戦略事業	スタートアップ人材の創出・育成	市内大学生等	起業を目指す大学生等に対するスタートアップ企業等での起業実践体験の提供	計画 どおり	1,300	R6		【①昨年度の評価(成果や課題):事業内容の見直し】 ・関係機関や市内大学との連携を図り, 受入れスタートアップ企業を3社選定し, 大学生5名の参加に繋がった。 ・参加した学生の, 起業に対する意識が高まるなど一定の効果があつたものの, 参加者からは更なる長期間の従事や, 受入れスタートアップ企業の増加, オリエンテーションの実施など事業の見直し求められており, 検討が必要である。 【②今後の取組方針:事業の見直しのための休止】 参加者からのニーズなどを踏まえ, 令和7年度においては, 必要な事業費や実施手法, ターゲットとなる対象者層などの検証を行う期間とし, 休止する。	縮小
11	本社機能立地支援補助金	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上	好循環P 戦略事業	企業の本社機能の本市への移転及び拡充の促進	とちぎ本社機能立地促進プロジェクトに基づき, 栃木県から計画の認定を受けた企業	認定された計画に従って, 整備した本社機能の改修費, 賃借料, 新規雇用等に対して補助 ・法人市民税, 固定資産税及び事業所税について3年間減税	計画 どおり	0	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度等を活用した本社機能の集積の進展と更なる本社機能誘致に向けた制度の見直し】 ・昨年度においては制度の活用実績はなかったものの, 6件相談があり, そのうち2件が栃木県から計画の認定を受けたため, 今後, 本制度の活用が見込まれる。 ・本社機能の誘致の更なる推進に向けて, 改修費補助の補助率・上限額を大幅に引き上げた。 ・引き続き, 栃木県と連携しながら, 本社機能の立地促進を図る必要がある。 【②今後の取組方針:補助制度の周知強化による立地促進】 栃木県が主催する企業立地・魅力発信セミナーや都内に設置した宇都宮市東京オフィスを活用しながら, 本市の優れたビジネス環境や充実した補助制度を幅広く周知することで, 本社機能の立地促進を図る。	
12	オフィス企業立地支援補助金	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上	好循環P 戦略事業	女性や若者の雇用の受け皿となるオフィス企業の立地の促進	・市内にオフィスを新増設, 移転する企業 ・市内に新たにサテライトオフィスを設置する市外企業	新増設, 移転したオフィスの改修費, 賃借料, シェアオフィス等使用料, 新規雇用等に対して補助	計画 どおり	17,156	H30		【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度等を活用した立地の進展と更なるオフィス企業誘致に向けた制度の拡充】 ・関係機関と連携した制度周知などにより, 8社に補助金を交付し, 9名の雇用創出につながった。 ・ライトライン開業等を契機とした活力ある拠点形成に向け, オフィス企業の更なる誘致促進を図っていくため, 改修費補助の補助上限額を大幅に引き上げたほか, 県が新たに創設したオフィス制度との併用を可能とする制度拡充を図った。 ・補助制度の積極的な活用に向け, 引き続き, 広く制度の周知を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:制度の効果的な周知とより実効性の高い支援制度の検討】 都内に設置した宇都宮市東京オフィスを活用しながら, 本市の優れたビジネス環境や昨年度拡充した補助制度を効果的にPRすることで, オフィス企業の更なる立地促進を図る。	
13	企業立地等支援補助金	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上	好循環P 戦略事業	新規企業の誘致や工場等の移設, 市内既存企業の事業拡大を促進	新規立地, 施設設備等の新増設をした企業	企業投資額の一部を補助	計画 どおり	1,372,424	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):制度を活用した立地促進】 ・企業訪問による周知を図り, 市内での設備投資を促進するとともに, 4件の拡大・再投資案件に対して補助金を交付することで, 市内企業の事業拡大や市内への定着につなげた。 ・また, 新たな投資案件の事前届出を12件受付しており, 制度の積極的な利用が図られている。 ・既存立地企業を含め補助制度の積極的な活用に向け, 引き続き, 広く制度の周知を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:制度の利用促進及び計画的な運用】 引き続き, 市内企業訪問や産業団地組合への説明などを行うとともに, 都内に設置した宇都宮市東京オフィスを活用しながら, 新たな企業の誘致及び工場等の移設, 既存企業の維持・発展に向け, 制度の周知と利用を促していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
14	産業団地造成推進事業	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上	好循環P 戦略事業	企業の新規立地や拡大・再投資の受け皿となる産業用地の確保	・事業候補地(2地区) ・権利者	・事業の具体化に向けた検討 ・権利者への理解促進	計画 どおり	124,157	R6		【①昨年度の評価(成果や課題):事業の具体化に向けた検討】 ・新産業団地の事業候補地(2地区)において、権利者説明会や意向調査を実施し、その結果を踏まえ、事業区域(案)や事業手法等の検討を行うとともに、現況測量を実施することで事業の具体化に向けた取組を推進した。 ・また、新産業団地の整備に向けたより具体的な検討を進めていく上での基本となる考え方を示す「基本計画(案)」を作成した上で、権利者説明会において、その内容を説明し、事業に対する理解促進を図った。 ・引き続き、庁内関係課と連携を図ることで課題の対応策を検討するとともに、権利者や関係機関との協議・調整を図りながら、事業化に向けて検討を進めていく必要がある。 【②今後の取組方針:事業の具体化に向けた検討】 ・令和7年4月に基本計画の策定・公表を行った上で、令和7年度内の事業区域・事業手法の確定に向け、権利者の詳細な意向確認や関係機関との協議・調整を行うとともに、各種調査や測量を実施するなど事業計画の策定に係る取組を推進する。 ・また、周辺住民等への説明会を実施することで事業への理解促進に努めていく。	拡大
15	労働相談事業	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上		個別労使紛争の早期かつ円満な解決を図る。	・勤労者 ・市内事業者	社会保険労務士による労働相談(指導、助言)	計画 どおり	480	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):労使紛争の早期解決支援】 ・勤労者・事業主を対象に労働諸問題に関する総合的相談を実施することで、個別労使紛争等の早期解決を支援を行うことができた。 ・労働環境の維持・向上を促進するためには、個別労使紛争等の早期解決に向けた取組が重要であることから、継続して相談機会を提供していく必要がある。 【②今後の取組方針:継続的な事業の実施】 - 引き続き、労務関係の専門家である社会保険労務士による相談事業を実施するとともに、労働関係法令違反が疑われる案件については栃木労働局等へ相談を促すなど関係機関等との連携を強化し、個別労使紛争等の早期解決を図っていく。	
16	雇用・労働に関する総合ポータルサイト等による周知啓発事業	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上		雇用確保・安定化を促進し、雇用・労働条件等の周知啓発を推進する。	・求職者 ・勤労者 ・市内事業者	求職者、勤労者、事業者向けの総合ポータルサイト等による情報発信	計画 どおり	9	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):特設サイト等を活用した制度等の周知啓発】 ・雇用・労働に関する法令や国・県・市等の各種支援制度のほか、社会情勢に応じた「賃上げ支援、適切な価格転嫁」などの必要とされる情報や時勢を捉えた最新情報を発信する総合ポータルサイト「雇用・労働応援サイト」を運営することで、雇用・労働に関する制度等の迅速な周知啓発を図った。 ・引き続き、より多くの求職者・勤労者・事業者等へ適切な情報を適切な時期に発信するため、国・県等の動向を把握し、さらに効果的な情報発信に努めていく必要がある。 【②今後の取組方針:効果的な情報発信】 - 新たな制度や関係機関等で実施される就労支援・雇用支援対策等の動向なども注視しながら、注目記事はバナーを作成するなど、サイトを活用した情報発信を積極的に行っていく。	
17	中小企業退職金共済制度加入促進補助金	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上		中小企業退職金共済制度への加入を促進する。	市内事業者	中小企業退職金共済事業本部と新規に退職金共済契約を締結した、市内中小事業者に対して共済掛金の一部を補助	計画 どおり	1,999	S46		【①昨年度の評価(成果や課題):中小企業退職金共済制度への加入促進】 ・従業員の福祉向上や雇用の安定にもつながる中小企業退職金共済制度の共済掛金の一部補助制度について、中小企業退職金共済制度への新規加入事業所数の減に伴い、補助対象事業者数も減となったものの、広報紙やポスター掲示等により周知啓発を行い、市内中小企業等における退職金共済制度の加入促進に取り組んだ。 ・引き続き、未加入の市内中小企業に同制度及び本市の補助制度を周知することで、中小・零細事業所の加入促進を図るとともに、制度のあり方について検討していく必要がある。 【②今後の取組方針:中小・零細事業所における退職金制度の導入促進】 - 関係機関と連携しながら、チラシ配架、広報紙、SNS等を活用した周知啓発を行うとともに、工業団地との意見交換やセミナーの際に企業に対し制度について直接説明をするなど、利用促進を図るほか、本補助金の効果を検証しながら、制度のあり方について検討していく。	
18	就業支援事業	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上	好循環P	求職者の就職・再就職を促進する。	①市内に在住または在勤の求職者 ②ハローワーク宇都宮管内の求職者	①就・再就職に係る講座、就職相談 ②求人企業による合同説明会・面接会等	計画 どおり	60	①セミナー: H18、 相談: H25 ②H14		【①昨年度の評価(成果や課題):就職セミナー・合同説明会の実施】 ・各種セミナーや合同説明会等を開催するほか、セミナーから相談、相談からセミナーへつなげることで、数多くの就職・再就職の支援をすることができた。 ・また、在職者の職場での悩みや抱えるストレスへの対処法を考える、在職者向けのストレスマネジメントセミナーを開催したことで、離職を防ぐとともに、就職後の職場定着を支援した。 ・就職セミナー等の参加者アンケートにおいて、99%以上が「役に立った」等と回答していることから、引き続き、求職者・在職者に対して効果的なセミナー等を検討し、求職者の就職、在職者の職場定着を支援していく必要がある。 【②今後の取組方針:効果的な事業の実施】 ・キャリア相談・就職セミナーについて、引き続き、相談者に対するアンケートを行うことで、日ごろから求職者のニーズの把握に努めつつ、事後調査も実施し、就職後の状況把握に努め、きめ細かな支援をおこなっていく。 ・ストレスマネジメントセミナーについては、引き続き、在職者を対象とし、離職率の低減を図るとともに、就職後の職場定着を支援していく。 ・また、合同説明会などの開催にあたっては、国・県をはじめとした関連機関と情報交換を密にしながら連携して取り組むことで、求職者の就職を支援していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
19	共同職業訓練事業補助金	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上		熟練技能者の養成を行うとともに、技能の向上を図る。	宇都宮共同高等産業技術学校運営会	事業費の一部を補助	計画どおり	2,000	S43		【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度の実施】 ・宇都宮共同高等産業技術学校運営会が実施する共同職業訓練事業に対する助成を実施することで、市内の熟練技能者の養成と技能の向上に寄与した。 ・訓練校運営会において、令和7年度の新規訓練生の募集停止について決定したところであり、今後の学校運営の在り方の課題や対応を整理する必要がある。 【②今後の取組方針:今後の在り方の検討】 高等職業訓練校の令和7年度末の閉校に向け、運営会と対応を協議しながら着実に手続きを進めるとともに、閉校後の運営法人の解散・清算についても、運営会を支援しながら進めていく。	
20	就職マッチング事業	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上	SDGs 好循環P 戦略事業	都内新卒者のUJIターン就職を促進する。	地方就職を希望する新卒者等	求職・雇用ニーズにあった対象者や企業を指定した求人合同説明会	計画どおり	0	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):求人企業合同説明会の実施】 ・栃木県が主催する「とちぎUJIターン合同企業説明会」に参加し、東京圏の学生の就職活動の動向や企業ニーズの把握に努めるとともに、出展企業に対し若者の就職促進に向けた支援策の周知を行うなど、若者の地方就職の促進に向けた事業を実施することができた。 ・引き続き、求職者と求人企業のニーズを有機的に結びつけるため、より効果的なマッチング機会の創出・支援を図り、早期就職を支援する必要がある。 【②今後の取組方針:効果的なマッチング機会の提供】 ・県外学生の市内就職を促進するため、東京圏の新卒者と求人企業のマッチングの機会創出に特化した求人企業合同説明会を実施するとともに、女性活躍推進に向け、女性の求職者と企業のニーズを有機的に結びつけた市独自のマッチング事業を実施し、求職者の早期就職を支援していく。 ・また、庁内関係課や民間企業等と連携し、時勢を捉えた人材のマッチング機会を創出するとともに、求職者の就職を支援できる事業を検討していく。	
21	雇用促進・定着のための事業所向けセミナー	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上		若者や多様な人材の雇用・定着を促進する。	市内事業者	若者や多様な人材の雇用促進・定着に向けた企業の取組や国等の助成金活用方法等を紹介	計画どおり	45	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):市内企業の人材確保・定着に向けた支援】 ・「新卒採用とインターンシップ」や「外国人雇用」、「スポットワーク」など、企業の人手不足への対応や多様な人材を確保できる環境整備に関するセミナーを実施し、多くの市内事業者の多様な人材確保や定着の取組を支援できた。 ・引き続き、本市における労働市場におけるニーズを把握し、より効果的なテーマの選定や実施方法の検討するとともに、より多くの企業の参加を促すことで、市内企業の人材確保・定着を促進する必要がある。 【②今後の取組方針:雇用情勢を捉えた効果的な事業の実施】 事業所向けセミナーの実施に当たっては、庁内関係課と連携し、本市の求職者や企業の雇用や労働環境へのニーズの把握・分析に努めるとともに、本市の補助制度の活用や、雇用情勢や就労環境の変化への対応など、時勢を捉えたより効果的なテーマを選定することで、多くの市内企業の人材確保・定着を支援していく。	
22	就職困難者雇用奨励金	V－10	地域産業の創造性・発展性の向上		就職困難者等の雇用機会を創出する。	市内中小事業者	就職が困難な求職者を常用雇用した場合などに奨励金を交付	計画どおり	2,776	H24		【①昨年度の評価(成果や課題):奨励制度による就職困難者支援】 ・雇用奨励金事業について、補助対象を短時間労働まで拡充したことで、トライアル雇用6人、特定求職者33人(うち短時間25人)の奨励金を交付し、多様な人材の雇用機会を創出した。 ・企業の人材不足の解消に向け、多様な人材がワークライフバランスに応じた多様な働き方を実現できるよう、制度の見直しを検討し、企業の新たな雇用機会を創出する必要がある。 ・また、企業が制度を活用し、雇用機会を創出できるよう、積極的な周知を図る必要がある。 【②今後の取組方針:奨励制度の周知及び新たな対象者の雇用創出】 よりわかりやすい制度となるよう、名称の見直しを行うほか、求職者や企業のニーズ把握、分析を行いながら、補助内容や対象者の見直しを検討するとともに、多くの事業者において雇用が創出できるよう、引き続き、ハローワークや社会保険労務士等の関係機関と連携し、事業者への制度の周知を強化していく。	改善

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
23	UJIターン就職促進事業	V-10	地域産業の創造性・発展性の向上	SDGs 好循環P 戦略事業	県外大学生等の市内中小企業の魅力に対する理解を促進するとともに、UJIターン就職の意識を醸成する。	市内中小企業者 県外大学生等	①県外大学生等のインターンシップ受け入れや就職活動に際し、中小企業が負担した大学生等の交通費・宿泊費を一部補助 ②「宇都宮市のお仕事ガイド」による情報発信	計画どおり	109	H29		【①昨年度の評価(成果や課題)：インターンシップ受け入れ企業・県外大学生の就職活動に対する補助支援】 ・市内企業の情報や市の魅力等を掲載したガイドを作成し、国・県の関係機関や大学・高校等に配布したほか、電子書籍として「栃木イーブックス」に掲載し、広く市内企業の魅力を発信した。 ・県外大学生等のインターンシップ補助事業の登録企業は累計11社となり、そのうち3社で11人のインターンシップ受入にあたり補助が活用されるなど、市内中小企業への県外大学生等のUJIターン就職に向けた取組を支援した。 ・県内25市町で、東京圏の大学生が県内企業で実施される就職活動に要する交通費を助成する、国の交付金事業「地方就職学生支援事業」を創設し、東京圏の大学生に地方へUJIターン就職促進に向けた事業を開始した。 ・市内企業へのUJIターン就職をさらに促進するためには、「地方就職学生支援事業」について、県内25市町と連携を図りながら、補助内容の検討を行うほか、UJIターン就職やインターンシップに関心の高い市内中小企業への周知啓発を図ることで、多様な業種の登録を推進する必要がある。 【②今後の取組方針：県外大学生等の参加促進】 ・インターンシップ実施の意識醸成を図るセミナーなどを開催するとともに、都内の「とちぎUJIターン就職サポートセンター」やウツノミヤテラス内に設置した移住定住相談窓口「ミヤカム」等との連携により東京圏等の大学生等への情報発信を強化していく。 ・地方就職学生支援事業については、UJIターン就職支援補助金と整合を図りながら、要綱の改正を行い、補助対象の拡充など効果的な事業を実施していく。	改善
24	将来の市内就職促進事業	V-10	地域産業の創造性・発展性の向上	好循環P	市内企業への就職を選択肢の一つとして認識してもらうため、市内企業の魅力の理解促進を図るとともに、市内企業の人材確保を支援する。	①大学等に進学予定の高校生及び教員 ②高校生や大学生の子を持つ保護者 ③市内大学生と市内企業	①市内企業の仕事や技術の簡易体験ができる高校生向けイベントの実施 ②市内企業の魅力を発信や、市内就職の意識醸成を図る保護者向け就活セミナーの開催 ③大学と企業が就職・採用活動やインターンシップの実施に係る情報交換の場を提供	計画どおり	7,914	①②R1 ③H29		【①昨年度の評価(成果や課題)：市内就職促進事業の着実な実施】 ・「じぶん×未来フェア」を開催し、職業体験を通して高校生に市内企業の魅力発信や理解促進を図ることができた。 ・出展企業44社と高校生1,351名が参加するなど、年々参加者は増加しており、生徒アンケートの結果、地元就職希望と回答した割合が、イベント前約57%からイベント後72%へ増加するなど、効果的な事業を実施できた。 ・オンデマンド配信による「保護者向けセミナー」を開催し、保護者を通して、就職活動への関わり方や、魅力ある市内企業に関する情報を提供することができた。 ・市内私立4大学と自治体・産業界等が連携した組織である、宇都宮市創造都市研究センターが主催する「宇都宮商工会議所会員企業と市内大学就職担当者との情報交換会」に参加し、大学生の就職活動の動向や企業ニーズの把握に努めるとともに、次年度の人材情報交換会の検討を進めることができた。 ・若者の市内就職を促進するためには、より多くの企業や学校の参加を促すなど、イベントの充実を図るとともに、保護者に対し、魅力ある市内企業に関する情報を発信していく必要がある。 【②今後の取組方針：将来の市内就職促進事業の効果的な事業の実施】 ・イベントの実施に際し、事前学習を通して、企業への興味関心を掘り起こすとともに、より多くの企業や高校に対し積極的に周知していく。 ・また、高校生や大学生の子を持つ保護者に向けて実施している、市内企業の魅力を発信するセミナーを、引き続き、多くの人がいつでも視聴できるオンデマンド配信を行うなど、将来の市内就職の更なる促進が図られる効果的な事業を実施していく。 ・さらなる若年層の地域企業就職を促進する人材情報交換会を実施できるよう、他団体が実施する事業と連携した効果的な事業展開を検討していく。	
25	奨学金返還支援事業	V-10	地域産業の創造性・発展性の向上	SDGs 好循環P 戦略事業	若者等の市内企業への職場定着を促進する。	市内在住の市内企業に従事する若手従業員	市内企業が、自社従業員の奨学金返還に対し支援金等を支給(企業による代理返還を含む)した場合、企業が支給した金額と同額を従業員に助成	計画どおり	1,084	R5		【①昨年度の評価(成果や課題)：補助制度の着実な実施】 ・奨学金返還支援を実施する協力企業の登録を促進するため、個別訪問のほか、合同企業説明会やセミナーなど市内企業が参加する場での積極的な周知活動を行った結果、15社から登録を受け付けることができた。 ・若者の市内就職・職場定着を促進するためには、本事業に賛同する協力企業を増やすとともに、新卒者などへの積極的な周知を行う必要がある。 【②今後の取組方針：市内企業の若手人材の確保・定着】 引き続き、市内企業への導入支援を行い、協力企業を増やすとともに、新卒者などに協力企業の認知度向上を図るため、市ホームページに特設サイトを構築するなど、周知を充実させていく。	
26	ITパスポート取得支援補助金	V-10	地域産業の創造性・発展性の向上	好循環P	市内中小企業の経営力強化や労働生産性の向上に向けて、ITリテラシーの向上を図るとともに、本市内中小企業における人材育成を支援する。	市内中小企業者	市内中小企業が自社従業員のITパスポート取得受験料を支給した場合、負担した受験料の2分の1の補助金を企業に交付	計画より遅れ	57	R6		【①昨年度の評価(成果や課題)：補助制度の着実な実施】 ・中小企業のITリテラシーの向上に向けた取組を支援するため、市内中小企業7社(16件)への補助金を交付し、デジタルに関するリスクリテラシーや自発的なデジタル化の推進に向けた支援をすることができた。 ・より多くの企業・団体を支援するため、補助対象企業の範囲を整理するとともに、当制度について積極的な周知を行う必要がある。 【②今後の取組方針：市内企業における従業員の資格取得促進】 より多くの市内中小企業が、従業員等のITパスポート資格取得による人材育成を通して、中小企業の自発的なデジタル化を促進できるよう、市ホームページや関係機関、事業所向けセミナー等を通じた情報発信を行い、必要に応じてICT補助金の活用につなげるなど、機会を捉えて、市内企業に直接説明を行い、引き続き積極的な周知を行っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
27	大谷石利用促進事業(補助金)	V-10	地域産業の創造性・発展性の向上	SDGs 好循環P	大谷石需要の拡大及び大谷石産業の活性化を図る	市内で住宅・店舗等の新築・増改築を行う際、内外装の材料として大谷石を利用する建築主	市内で住宅・店舗等の内外装等の材料として、大谷石を利用した場合の経費の一部を補助	計画 どおり	3,639	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):大谷石の利用促進】 ・本事業を通して大谷石への愛着醸成や石産業の活性化を図り、地場産材である大谷石の利用を促進した。 ・本市独自の「大谷石文化」を創り出してきた大谷石産業が持続的に発展できるよう、今後も石産業の振興を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:大谷石産業の持続的振興】 ・建築・住宅関係事業者への本事業の活用の周知や、大谷石材協同組合との連携による「大谷石大使」を通した大谷石の魅力の国内外へのPRなどにより、大谷石産業の持続的な振興を図る。	
28	商工会議所事業補助金	V-10	商工・サービス業の活力の向上		商工会議所が行う事業者向け研修会などを支援することにより、本市商工業の振興を図る。	宇都宮商工会議所(会員事業所 6,175事業所)	商品開発、主要な統計調査、事業所の広報宣伝などの一般事業に対し、事業にかかる経費の一部を補助	計画 どおり	6,853	S34		【①昨年度の評価(成果や課題):商工関係団体に対する支援を着実に推進】 ・中小企業支援団体である宇都宮商工会議所に対する助成を実施し、中小企業の人材確保・育成や商店街活動の支援に加え、原油価格・物価高騰等の影響を受けた事業者に対する支援に連携して取り組むなど、中小企業の経営の安定と商工業の振興を着実に推進することができた。 ・引き続き、適切な補助金の執行に努める必要がある。 【②今後の取組方針:継続した商工関係団体に対する事業支援】 本市商工業の振興に向け、引き続き、宇都宮商工会議所が実施する事業を支援していく。	
29	商工会議所中小企業相談所事業補助金	V-10	商工・サービス業の活力の向上		中小企業相談所が行う事業者向け研修会などを支援することにより、本市商工業の振興を図る。	宇都宮商工会議所(会員事業所 6,175事業所)	経営革新、経営改善などの相談事業に対し、事業にかかる経費の一部を補助	計画 どおり	4,223	S35		【①昨年度の評価(成果や課題):中小企業への相談事業の支援を着実に推進】 ・中小企業支援団体である宇都宮商工会議所に対する助成により、中小企業の個別企業診断、指導など、経営改善・向上に向けた取組を実施することで、中小企業の支援を着実に推進することができた。 ・引き続き、適切な補助金の執行に努める必要がある。 【②今後の取組方針:継続した中小企業への事業相談支援】 本市商工業の振興に向け、引き続き、宇都宮商工会議所が実施する事業を支援していく。	
30	青年会議所事業補助金	V-10	商工・サービス業の活力の向上		青年会議所が行う事業者向け研修会などを支援することにより、青年経営者の育成及び本市商工業の振興を図る。	宇都宮青年会議所(会員数 112名)	青年会議所事業にかかる経費の一部を補助	計画 どおり	252	S43		【①昨年度の評価(成果や課題):商工関係団体に対する支援を着実に推進】 ・将来のまちづくりを担う青年経営者の育成に資する取組を行う宇都宮青年会議所に対する助成を実施し、人材育成のための講演会など、青年経営者の交流や地域活性化を着実に推進することができた。 ・引き続き、適切な補助金の執行に努める必要がある。 【②今後の取組方針:継続した商工関係団体に対する事業支援】 青年経営者の育成及び本市商工業の振興に向け、引き続き、青年会議所が実施する事業を支援していく。	
31	県中小企業団体中央会事業補助金	V-10	商工・サービス業の活力の向上		県中小企業団体中央会が行う事業者向け研修会などを支援することにより、本市商工業の振興を図る。	栃木県中小企業団体中央会(会員事業所 461事業所)	栃木県中小企業団体中央会が行う組織化事業に係る経費の一部を補助	計画 どおり	216	S42		【①昨年度の評価(成果や課題):商工関係団体に対する支援を着実に推進】 ・中小企業支援団体である栃木県中小企業団体中央会に対する助成を実施し、企業組合等の組織化や時代に合わせた新しい事業分野の開拓支援に加え原油価格・物価高騰等の影響を受けた事業者に対する支援に連携して取り組むなど、中小企業者の連携促進や経営革新・経営基盤強化を着実に推進することができた。 ・引き続き、適切な補助金の執行に努める必要がある。 【②今後の取組方針:継続した商工関係団体に対する事業支援】 本市商工業の振興に向け、引き続き、栃木県中小企業団体中央会が実施する事業を支援していく。	
32	うつのみや市商工会事業補助金	V-10	商工・サービス業の活力の向上		うつのみや市商工会が行う事業者向け研修会などを支援することにより、本市商工業の振興を図る。	うつのみや市商工会(会員企業数 536企業)	経営・技術強化支援、金融相談などの一般事業に対し、事業にかかる経費の一部を補助	計画 どおり	7,403	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):商工関係団体に対する支援を着実に推進】 ・中小企業支援団体であるうつのみや市商工会への助成を実施し、企業の育成支援や中小企業診断士による店舗・工場診断に加え、原油価格・物価高騰等の影響を受けた事業者に対する支援に連携して取り組むなど、中小企業の経営の安定と商工業の振興を着実に推進することができた。 ・引き続き、適切な補助金の執行に努める必要がある。 【②今後の取組方針:継続した商工関係団体に対する事業支援】 本市商工業の振興に向け、引き続き、商工会が実施する事業を助成していく。	
33	伝統工芸品産業振興事業	V-10	商工・サービス業の活力の向上		伝統工芸品に対する周知及び後継者育成や販路拡大により、伝統工芸産業の振興を図る。	栃木県認定伝統工芸士	パンフレットや作品展示により販売促進を支援	計画 どおり	122	H10		【①昨年度の評価(成果や課題):伝統工芸品の情報発信、販売・活動促進への支援を着実に推進】 ・伝統工芸品に関する展示会の実施や日本文化ふれあいの会等におけるリーフレットの配布により、市民や外国人住民に対し積極的に情報発信したことにより、伝統工芸品に対する理解促進や販路拡大の機会増進に寄与することができた。 ・伝統工芸品の展示やパンフレットの配布等、事業内容が固定化しており、事業の目的を踏まえた効率的なPR手法の検討が必要である。 【②今後の取組方針:効果的なPR手法の検討】 固定化している事業内容について、宮のものづくり達人事業との事業内容の重複もあることから、伝統工芸士と宮のものづくり達人との役割分担の整理など、効率的なPR手法の検討を進める。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
34	工業団地振興補助金	V-10	商工・サービス業の活力の向上		工業団地内企業等の発展及び工業の活性化を促進する。	市内の工業団地振興団体	工業団地振興団体の管理・運営に要する経費の一部支援	計画どおり	3,000	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):工業団地の振興の着実な支援】 ・本市の主要産業である製造業が多く立地する市内工業団地内の企業で構成される振興団体に対して助成を実施したことにより、工業団地の円滑な管理・運営の促進を着実に推進され、工業団地内企業等の発展及び工業の活性化を促進することができた。 ・引き続き、適切な補助金の執行に努める必要がある。 【②今後の取組方針:継続した工業団地振興の支援】 本市の工業団地内企業等の発展及び工業の活性化に向け、引き続き、工業団地振興団体に対する助成を行う。	
35	特許権等取得促進事業補助金	V-10	商工・サービス業の活力の向上		中小企業の産業財産権等の取得への意欲を喚起し、製品・技術等の開発を促進する。	産業財産権を出願した市内中小企業	産業財産権等取得にかかる経費の一部を補助	計画どおり	2,004	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):中小企業の産業財産権等取得への支援を着実に推進】 ・産業財産権等の取得を出願した中小企業に対して、出願に係る経費の助成により、企業の製品・サービス及び技術の開発を促進することができた。 ・引き続き、国の動向を注視し、適切な制度内容の検討に努める必要がある。 【②今後の取組方針:継続的な中小企業の産業財産権等取得の支援】 引き続き、産業財産権の取得への意欲喚起及び取得を支援していくとともに、適宜、国の動きを注視するとともに他自治体の支援制度を参考にしながら、補助対象などの見直しについて検討を行う。	
36	宮のものづくり達人事業	V-10	商工・サービス業の活力の向上		技術・技能を尊重する機運を醸成し、学校・地域等において、活動を通じた人材育成・後継者確保・ものづくり学習の促進により、地域産業の振興を図る。	市内に在住又は市内の企業に勤務する方で、ものづくりに関する指導経験がある方	宮のものづくり達人の認定数	計画どおり	0	H16		【①昨年度の評価(成果や課題):技術、ものづくりの周知支援を着実に推進】 ・市内各図書館及び市役所1階市民ホールにて達人のパネル巡回展示会を実施したことなどにより、ものづくり学習の普及・促進等を着実に推進した。 ・達人のパネルの展示等、事業内容が固定化しており、事業の目的を踏まえたPR手法の検討が必要である。 【②今後の取組方針:効果的なPR手法の検討】 固定化している事業内容について、伝統工芸品産業振興事業との事業内容の重複もあることから、宮のものづくり達人と伝統工芸士との役割分担の整理など、効率的なPR手法の検討を進める。	
37	事業承継促進支援事業	V-10	商工・サービス業の活力の向上	好循環P 戦略事業	市内事業者の円滑な事業承継の促進により、後継者不足等による廃業を防ぎ、持続的な地域経済の活性化を図る。	市内全企業	早期・計画的に事業承継に取り組む意識醸成のためのセミナーを開催	計画どおり	200	H30		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な事業承継への支援を着実に推進】 ・経営者や士業を対象として早期・計画的な事業承継の取組を促す「事業承継セミナー」を栃木県事業承継・引継ぎ支援センターと共催で開催し、のべ89人が参加するなど、参加者の意識醸成を図ることができた。 ・市内事業者の相談件数は増加傾向であり、潜在的ニーズは多いものと考えられることから、後継者不足等を背景とする廃業を防ぎ、円滑な事業承継の促進を図るためには、引き続き、関係機関と連携した事業者の掘り起こしのための周知啓発や制度の理解促進に資する支援に努める必要がある。 【②今後の取組方針:事業者ニーズを反映した事業承継の支援】 引き続き、栃木県事業承継・引継ぎ支援センターと連携を図りながら、早めの気づきを促すための周知啓発や「事業承継セミナー」の実施などにより、経営者等の意識醸成に努めていく。	
38	ICT利活用促進事業	V-10	商工・サービス業の活力の向上	好循環P 戦略事業	中小企業の「ICT利活用」の促進により、生産性向上や経営力強化を図る。	卸売業、小売業、サービス業、製造業の小規模事業者等	・ICTを導入する場合の経費の一部を助成 ・事業者向けの補助金・助成金自動診断システムの運用	計画どおり	2,369	H30		【①昨年度の評価(成果や課題):小規模事業者等のICT利活用への支援を着実に推進】 ・小規模事業者が取り組むICT導入経費の一部を8社に助成し、小規模事業者の業務効率化やホームページ開設等による新規顧客獲得の機会創出に寄与した。 ・国や市の様々な支援制度について、事業者が各々の課題にあった支援制度を把握しやすくすることを目的に、令和5年度に導入した「補助金・助成金自動診断システム」について、市HPへの掲載、チラシの作成及び金融機関等への活用の働きかけのほか、工業団地等との意見交換会における配布など、システム利用促進を図ったことにより、導入後2年連続でアクセス数が700回を上回り、システムにおける相談も31件あり、市内事業者の補助活用に向けた検討につなげることができた。 ・これまでの取組やその効果を踏まえ、事業者自らがICT化に取り組めるよう、支援を強化していく必要がある。 【②今後の取組方針:継続した小規模事業者等のICT利活用促進の支援】 ・引き続き、ICT利活用に係る経費の一部を補助するとともに、補助金・助成金自動診断システムを活用した情報発信を行う。 ・中小企業の自発的なデジタル化推進に向け、令和6年度に新たに創設した「ITパスポート取得支援補助金」と連携した周知啓発に取り組むことより、市内中小企業のITリテラシーの向上及び人材育成からICT導入まで一体的な支援を行う。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
39	中小企業高度化設備設置補助金	V－10	商工・サービス業の活力の向上		中小企業の設備投資への支援により、技術の高度化・合理化を促進する。	市内中小企業(製造業者等)	機械設備の取得費の一部を補助	計画どおり	79,400	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):高度化設備の取得への支援を着実に推進】 ・企業が技術の高度化・経営の合理化のために行った設備投資に対し助成を行うことで、企業の技術力及び経営力の向上を着実に推進するとともに、より脱炭素の高い目標が必要となる「SBT認定」企業の設備投資を促進するため、補助金を上乘せして支援を実施した。 ・利用が一部の事業者に限られていることから、市内中小・小規模企業の更なる技術力の高度化・経営の合理化を図るため、周知方法等について検討する必要がある。 【②今後の取組方針:継続した高度化設備の取得促進の支援】 中小企業の付加価値や競争力を高めるためには、企業の技術の高度化・経営の合理化を図るための設備投資を促進していくことが重要であることから、引き続き、設備投資を支援するとともに、昨年度創設したSBT認定企業向けについても利用が広がるなど、多くの企業が利用できるよう、あらゆる機会を捉えた周知啓発など利用促進を行う。	
40	CSR推進事業	V－10	商工・サービス業の活力の向上	好循環P	企業における地域との協働のまちづくりの促進により、地域経済の活性化を図る。	市内全企業	・市民、企業に対するCSR活動の普及・啓発 ・認証制度の推進 ・優遇制度の運用	計画どおり	2,861	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):企業のCSR活動への支援を着実に推進】 ・認証企業向けCSRセミナーなどに加え、「じぶん×未来フェア」への優先出展や認証企業のPR動画の放映など、制度の周知・理解促進や人材確保支援の実施を行いながら、企業のCSR活動を広く周知した。 ・認証企業への支援策については、業種を問わず、さらに魅力を感じられる支援内容となるよう検討する必要がある。 【②今後の取組方針:継続したCSR活動に対する企業支援】 ・制度融資や入札加点以外にも事業者の人材確保に向けた支援策など、既存の認証企業及び新規申請企業がより一層魅力を感じられる恩恵を検討していく。 ・親和性の高いSDGsの考え方と本制度の紐づけなどを実施しながら、引き続き「CSR認証制度」を推進していく。	
41	商業祭交付金	V－10	商工・サービス業の活力の向上		市内商店街の共同イベントを支援することなどにより、本市商業の活性化を図る。	商店街、商店街連盟等	商店街連盟の商店街が消費者向けイベントを実施	計画どおり	560	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):商店街主体の商店街活性化イベントへの支援を着実に推進】 ・商店街が主体となり開催している「宮の市」に助成をすることにより、商店街の活性化及び市内商店街の連携促進を着実に推進することができた。 ・引き続き、「宮の市」をより効果的に開催するためには、中心商店街の取組だけでなく、郊外部の商店街も更に巻き込んだイベントとして市域全体の支援となるよう検討する必要がある。 【②今後の取組方針:イベントへの継続した支援】 本市商業の活性化に向け、引き続き、「宮の市」の開催を支援していく。	
42	中心商業地出店等促進事業補助金	V－10	商工・サービス業の活力の向上		中心商業地の空き店舗等に新規出店を促進することにより、賑わい創出を図る。	中心商業地の空き店舗に出店した経営者	内外装改造費等の一部を補助	計画どおり	6,923	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):中心商業地の新規出店への支援を着実に推進】 ・商工会議所を通して、4店舗の出店費用等を補助するなど、中心商業地の空き店舗への新規出店を着実に推進し活性化に寄与するとともに、空き店舗数の減少につなげることができた。(R7.1時点:空き店舗率1.1%(宇都宮まちづくり推進機構調べより)) ・中心商業地の空き店舗などの状況や取り巻く環境の変化などを踏まえ、令和7年度より、既存の新規出店を促進する補助制度を、日中営業する店舗の誘導に特化した補助制度に見直しを行った。 ・引き続き、中心商業地の状況や商店街のニーズなどをとらえ、状況等に即した支援に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:中心商業地への出店促進及び継続した支援】 制度見直しによる効果の検証を行うとともに、引き続き、地元商店街等と意見交換を行いながら、中心商業地のさらなるにぎわい創出に努めていく必要がある。 【R7～ 中心商業地にぎわいづくり促進事業】	
43	大道芸フェスティバル実行委員会交付金	V－10	商工・サービス業の活力の向上		中心商業地で開催される大道芸イベントの実施を支援することにより、まちなかの魅力向上や賑わい創出を図る。	うつのみや大道芸フェスティバル実行委員会	大道芸を中心としたイベント展開	計画どおり	—	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):市民主体による中心商業地活性化のためのイベントへの支援を着実に推進】 ・昨年度はイベント自体が未開催であった。 ・近年、主催者自らにより一定の協賛金等の収入が見込まれるようになり、イベント開催の見通しが立てやすくなったことなどから、実行委員会と協議し、令和6年度をもって交付金の交付を終了とした。 【②今後の取組方針:交付金交付終了】 当該交付金の交付は終了とする。	廃止 ・ 終了

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
44	魅力ある商店街等支援事業補助金	V-10	商工・サービス業の活力の向上		商店街等の魅力を高めるための事業及び共同施設の設置等を支援することにより、本市商業の振興を図る。	商店街、商業組合、商店街連盟等	販売促進などの共同事業実施及び街灯設置費、維持管理費の一部を補助	計画どおり	22,717	S45		【①昨年度の評価(成果や課題):商店街の魅力向上の取組への支援を着実に推進】 ・商店街等による販売促進事業などに対し助成をすることで、商店街の魅力向上を着実に推進することができた。 ・「オリオン通り治安維持対策会議」を通じた中心商業地の現状や商店街からのニーズ等を踏まえ、魅力ある商店街づくりのための安心安全に資する防犯カメラやパトロールに関する補助を実施した。特に、防犯カメラ設置への支援については、限時的措置として重点地区に対し支援の強化を図ったことで、商店街より、犯罪の抑止につながっているとの声がある。 ・引き続き、安心安全のための取り組みへの支援を通して、補助内容見直しの効果検証を行うとともに、中心商業地の主体的な取組を促すなど、商店街の賑わい創出に努めていく必要がある。 【②今後の取組方針:継続した商店街の事業支援】 ・関係機関と連携しながら、商店街の状況把握に努め、必要な支援に取り組んでいく。 ・安心安全のニーズに対する支援策として、街路灯など商店街が管理する共同施設について、関係課と連携を図りながら、支援のあり方を検討する。	
45	商店街空き店舗活用推進補助金	V-10	商工・サービス業の活力の向上		空き店舗活用による魅力と賑わいあふれる商店街づくりの推進により、中心商店街の更なる賑わい創出を図る。	中心市街地の商店街組織、商店街に出店している者で組織する集合体、商店街の推薦を受けた公益活動法人等	空き店舗を活用したコミュニティ創出事業の実施経費の一部を補助	計画どおり	1,803	H30		【①昨年度の評価(成果や課題):コミュニティ創出事業への支援を着実に推進】 ・商店街自らが取り組む空き店舗を活用したイベントの開催や市民の憩いの場として運営するコミュニティ創出事業に対し助成を行うことで、賑わいのある商店街づくりに寄与することができた。 ・引き続き、更なる賑わい創出に向けて、コミュニティ活動の活発化を図りながら、中心部の各商店街において活用を促進させていく必要がある。 【②今後の取組方針:継続した商店街等によるコミュニティ創出事業の支援】 引き続き、空き店舗を活用し、事業を実施している商店街に対する助成を行うとともに、他の団体へも本事業実施の働きかけを行うなど、中心商店街の更なる活性化の支援を行う。	
46	食育・消費促進事業	V-10	商工・サービス業の活力の向上		生鮮食料品に関する普及啓発及び消費拡大	一般消費者	市場及び生鮮食料品流通に係る情報発信機会の創出	計画どおり	97	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):市場と食に関する情報発信・体験会の実施】 ・市場のHPや本市のSNSなどを活用し、旬の食材を始めとした市場と食に関する情報を発信した。 ・親子市場体験会を開催し、市場見学や簡易な調理体験を通じて、市場に対する理解促進及び生鮮食料品の普及啓発や消費拡大を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた地区市民センターにおける出張市場講座を再開し、市場で流通する食材を用いた調理実習等を通じて、生鮮食料品の普及啓発や消費拡大を図った。 ・親子市場体験会及び出張市場講座の参加者に対するアンケート結果では、参加者から「うんめ〜べ朝市にいきたい」などの、市場に対する好意的な意見のほか、「せり」の見学など、様々な企画の要望が出ていることから、更なる市場に対する理解促進及び生鮮食料品の普及啓発や消費拡大に向け、情報発信や体験機会の拡充を図っていく。 【②今後の取組方針:市場と食に関する情報発信・体験会の拡充】 令和6年度の取組に加え、市場体験会を親子向けだけではなく、大人向けにも開催し、令和8年3月に開業する賑わいエリアを含めた市場全体のPRを行うほか、出張市場講座で取り扱う食材の種類を増やすことにより、市場に対する理解促進及び生鮮食料品の普及啓発や消費拡大を更に図っていく。	
47	市場一般開放事業	V-10	商工・サービス業の活力の向上		市場と食に関する情報発信の充実による市場仕入れの拡大	・一般消費者 ・実需者	・一般開放の推進・支援 ・市場案内のダイレクトメール、チラシの作成・配布	計画どおり	1,499	H24		【①昨年度の評価(成果や課題):市場と食に関する情報発信の実施】 ・うんめ〜べ朝市や年末の特別開催に当たり、広報紙や市場HPのほかメディアを活用して周知を行い、前年度比116%(2,985人/回(R5年度は2,582人/回))と、来場者数は、令和4年度の新型コロナウイルス感染症の収束に伴う再開後回復傾向にあり、市場と食に関する情報発信に寄与した。 ・小売店・食品製造業者向け市場案内ダイレクトメールの発送(約4,000件)、miyacome(移住定住相談窓口)等での市場案内チラシの配布のほか、市場利用希望者と仲卸業者とのマッチング事業により、市場の周知促進と取引参加者の獲得支援に取り組み、新たに13社の買出人登録を達成するなど、市場取引の活性化に寄与することができた。 ・市場利用者増による更なる市場の活性化を図るため、市民や実需者等に対して、市場に関する理解促進を図る必要がある。(参考:新型コロナウイルス感染症による中止前R1年度うんめ〜べ朝市来場者4,263人/回) 【②今後の取組方針:市場と食に関する情報発信の充実】 市場内業者との連携による来場者へのサービスの充実や、市場開設50周年や賑わいエリアのオープンといった機会を捉え、市場をPRすることにより、うんめ〜べ朝市の更なる来場者数の増加を図るとともに、引き続き、市場案内ダイレクトメール等を活用しながら、市場取引に対する実需者等の理解醸成や取引参加者の獲得支援に取り組む。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
48	市場再整備事業	V－10	商工・サービス業の活力の向上	戦略事業	市場機能の維持向上 や競争力の強化	・市場関係者 ・一般消費者	・再整備事業の推進 ・賑わいエリア整備事業の推進	計画 どおり	75,570	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):市場再整備の実施】 ・市場再整備に伴い、水産棟西側及び警備室における駐車場整備工事などを実施した。 ・賑わいエリア整備事業については、事業の優先交渉権者と令和6年12月に事業用定期借地権設定契約を締結し、令和7年1月より工事着工した。 ・引き続き、新たなにぎわいや交流の創出に向け、賑わいエリアの整備事業を着実に推進する必要がある。 【②今後の取組方針:市場再整備の円滑な実施】 ・市場再整備については計画に基づき着実に取り組んでいく。 ・賑わいエリア整備事業については、令和8年3月の施設オープンに向けた周知広報を行うとともに、整備事業者と連携し、開業後に多くの市民等に来場してもらうための周辺交通環境の整備に取り組む。	
49	グリーン農業推進事業	V－10	農林業の生産力・販売力・地域力の向上		環境負荷低減を図る生産技術の普及および環境に配慮した農産物の流通・消費拡大	宇都宮市グリーン農業推進協議会	宇都宮市グリーン農業推進協議会運営のための助成	計画 どおり	143	R6	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮市グリーン農業推進協議会の設立】 環境負荷低減を図る生産技術の普及および環境に配慮した農産物の流通・消費拡大に向け、関係者が一体となって効果的な施策を講じていくため、県やJA、農業者や流通関係者、消費者などで構成する宇都宮市グリーン農業推進協議会を設立した。 安定した収量の確保や省力化などの生産面の課題に加え、販路の確保や価格等に関する消費者理解などの流通、消費面においても、様々な課題が挙げられたことから、関係機関と連携し、環境負荷低減に資する生産技術の普及促進及び消費者への理解促進に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:生産者に対する技術の普及促進及び消費者に対する理解促進】 引き続き、「グリーン農業推進協議会」において効果的な施策の検討や取組の方向性について意見交換を行いながら、関係機関と連携し、環境負荷低減に資する低コスト施肥実証などの生産技術の普及促進やグリーンマルシェの開催などによる消費者の理解促進に取り組んでいく。	
50	農業構造改革事業	V－10	農林業の生産力・販売力・地域力の向上		需要に応じた作物の作付促進等による農業所得の向上	宇都宮市農業再生協議会	宇都宮市農業再生協議会が実施する需要に応じた作物の作付促進のための助成	計画 どおり	61,781	H16		【①昨年度の評価(成果や課題):需要に応じた米づくりの推進】 ・米価が大幅に上昇する中、主食用米の作付面積は昨年度より増加したものの、主食用米の作付参考値の提示等により、目標値以下の作付けを達成したことで、水田における麦・大豆への作付け転換が図られた。 ・米価の高止まりにより、主食用米への回帰が加速する中、中長期的には、人口減少や高齢化などにより、引き続き、米の需要量は減少が見込まれることから、過剰生産による米価の低迷を招かないよう、主食用米から需要のある作物への作付転換が必要である。 【②今後の取組方針:作付転換に向けた支援の継続】 ・引き続き、作付け参考値の提示を行い、需要に応じた米づくりを推進していく。 ・農業経営の安定化に向けて、需要の見込める麦や収益性の高い露地野菜等への転換を促進するため、国の支援策の活用を支援するとともに、国の交付金制度の変更にあわせ、制度の内容について農業者に対し、周知を行っていく。	
51	うつのみやアグリネットワーク推進事業	V－10	農林業の生産力・販売力・地域力の向上		6次産業化や農商工連携の推進	うつのみやアグリネットワーク運営委員会	アグリネットワーク運営委員会が実施する、農業者と他産業者との連携促進の取組や、宇都宮の農資源を活用した新商品創出を促進するための事業に要する経費の一部補助	計画 どおり	5,806	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):新たな交流機会の創出】 ・交流機会の創出については、宇都宮観光コンベンション協会と連携した観光業界との交流会を初めて開催し、6次化商品の販路拡大のほか、生産者と観光・飲食業関係者との新たな人脈づくりを支援することができた。 ・引き続き、アグリネットワークの活動を活性化させていくために、新規会員確保に向けた取組を推進していく必要がある。 【②今後の取組方針:新規会員勧誘の強化】 新規会員の確保に向けて、アグリネットワーク運営委員会として、各所で開催される商談会などに参加し、生産者に対し会員加入の勧誘を実施するほか、宇都宮観光コンベンション協会などの関係機関と連携し、これまで接点のない分野の事業者に対してのPRを強化していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
52	うつのみや農産物ブランド推進事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	戦略事業	うつのみや農産物の ブランド力の向上	うつのみや農産物ブ ランド推進協議会	うつのみや農産物ブラン ド推進協議会が実施す る、ブランド農産物の認知 度向上と販路拡大のため のPRなどの協議会事業 や運営に対する経費の一部補助	計画 どおり	7,297	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):ブランド農産物の認知度向上・販路拡大に向けた取組の実施】 ・市外イベント等でのPR活動については、友好都市の提携をした「うるま市」や災害時相互応援協定を締結した「渋谷区」とのつながりを活かした新たなPRを開始することができた。 ・産直ECサイトを活用した販路拡大支援では、販売ページ作成など生産者がインターネットを活用した販路拡大のための取組を支援し「顧客の獲得」や「リピート購入」につなげる支援を実施することができた。 ・引き続き、自治体間連携による継続したPRを実施するとともに、中長期には農産物の販路構築につなげることができるよう意見交換等実施しながら自治体間の協力関係を発展させていく。 ・また、産直ECサイトを継続的な販路の一つとして定着させるため、新規顧客の獲得、リピーター獲得を支援する施策の展開が必要である。 【②今後の取組方針:新たな販路拡大に向けた取組の実施】 ・市外イベント等でのPR活動については、自治体間連携先の「うるま市」や「渋谷区」との関係を活かし、各都市が主催するイベントなどで個人消費の拡大につながるPRを強化していく。 ・また、産直ECサイトを活用した販路拡大支援については、産直ECサイトの活用を継続、拡大してもらうため、送料負担による支援のほか、消費者ニーズに応じた商品づくりを支援を強化していく。	
53	宇都宮産輸出促進支援事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	戦略事業	本市生産者が実施する 宇都宮産農産物の輸出の支援	・アグリネットワーク 運営委員会 ・うつのみや農産物 ブランド推進協議会	アグリネットワーク運営委員 会及びうつのみや農産物 ブランド推進協議会が 実施する、農産物輸出に 関するセミナー等の開催 や、生産者が実施する農 産物輸出の取組に対する 支援に要する経費の一部 補助	計画 どおり	43	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):輸出支援の実施】 ・輸出支援については、「農産物輸出支援事業補助金」により、オーストラリア向けに米のテスト輸出支援を行い、本格的な輸出実施に向けた現地調査等の支援を行うことができた。 ・近年の社会情勢も加味し、輸出も含め生産者が幅広く販路を拡大できる支援方法を検討していく必要がある。 【②今後の取組方針:農産物販路拡大支援補助金の新設】 輸出支援については、生産者が販路を拡大できるよう、「農産物販路拡大支援補助金」を新設し、輸出支援も含めた幅広い支援策を実施していく。	改善
54	地産地消推進事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	戦略事業	安全安心な宇都宮産 農産物を供給できる 仕組みの構築	宇都宮市地産地消 推進会議	宇都宮市地産地消推進 会議が実施する普及啓発 や、地産地消推進店の認 定及び地産地消推進店を 活用したキャンペーン等 の事業に対する経費の一部補助	計画 どおり	7,711	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):効果的なPRの実施と学校給食におけるマッチングの強化】 ・地産地消を推進する取組の拡大に向けては、地産地消推進店を活用したキャンペーンの実施方法を見直したことにより、応募件数を着実に伸ばすことができた。 ・また、地産地消推進店の認定についてもオリオン通りの商店街組合への推進店加入PRIにより、新規推進店の加入数を伸ばすことができた。 ・その他、宇都宮産農産物の利用促進(マッチング支援)により、学校給食では新たに5件の商談が成立するなど、大きな成果を得ることができた。 ・引き続き、地産地消の取組を広げていくため、より多くの市民や事業者に共感してもらい、主体的な行動を促す取組を展開するとともに、学校給食現場と生産者の双方のニーズ把握を強化するなどして学校給食での農産物の利用拡大を図る必要がある。 ・グリーン農業への理解促進については、グリーンマルシェの開催にあたりコンセプトとして掲げた「SMILE GREEN TABLE」により、来場者がグリーン農業をより身近に感じられたという手ごたえを得ることができた。 ・今回が初開催となったグリーンマルシェの成果を踏まえ、今後は市民により理解されやすい企画内容を検討し、令和7年度のマルシェの企画内容に反映させる必要がある。 ・また、グリーン農業に関わる関係者が一体となって取り組めるよう、継続的な支援が必要である。 【②今後の取組方針:地産地消推進の取組強化】 ・市民が宇都宮産農産物をより手に取りやすくする環境を整備するため、推進店の新規獲得や直売所の支援を強化していくとともに、主体的な行動を促進するブランディングの検討など消費者の購買意欲を喚起する取組を展開していく。 ・また、学校給食における地産地消の拡大に向けて、関係事業者との継続的な意見交換を通じて効果的なマッチング手法を検討し、商談成立につなげていく。 ・グリーン農業への理解促進については、グリーン農業に対する市民の理解を一層深めるため、コンセプトの更なる浸透を図るとともに、関係者(生産者・流通事業者等)の意見を踏まえながら、効果的な理解促進策の検討・実施を進めていく。 ・また、啓発イベントや広報活動などを通じて市民との接点を強化し、グリーン農業の意義や価値をより広範に伝える取組を展開していく。	
55	米消費拡大事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		宇都宮産米の認知度 向上と消費拡大	市民等	特色ある宇都宮産米の配 布	計画 どおり	30,142	H27	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):はじめてごはん事業、げんきにごはん事業の実施】 ・両事業のアンケートでは、約7割の回答者がこの事業をきっかけに「食生活について意識するようになった」との回答しており、意識変容を促すことができた。 ・一方、「買い物で宇都宮のお米を選ぶよう意識するようになった」との回答は、全体の約3割に留まっていることから、引き続き、本事業を着実に実施し「宇都宮産米」の認知度向上と購買につながるPRを実施していくとともに、身近に購入できる環境の構築に向けJAうつのみや等と連携し取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:宇都宮産米の着実なPRの推進】 引き続き、事業を通じた宇都宮産米のPRを実施していくとともに、宇都宮産米を購入できる環境の構築に向けて、JAうつのみやや生産者と協議、調整を行っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
56	GAP導入促進事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		GAP(生産工程管理) の取組の普及促進	認定農業者、認定新規農業者、輸出に取り組む生産者など、GAPの導入に関心のある生産者	GAPの取組の重要性や取組事例等を周知するとともに、生産者の理解促進やGAP認証取得のための講習会を開催	計画 どおり	75	R1		【①昨年度の評価(成果や課題): GAP認証取得意向者への支援】 ・GAPの取組による持続可能な農業やグリーン農業等をテーマに市内の生産者向けに、講習会を行った。 ・GAPに対する消費者の認知度が低いため、消費者向けのPRを行う必要がある。 ・近年、新規認証取得者が少なく、生産者のGAP取得への意欲が低下していると考えられることから、GAP取得に向けた意識の醸成に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針: 農業者の理解促進と一般消費者の認知度向上】 ・生産者向けの講習会を開催し、農業者のGAPの理解促進を図るとともに、ホームページや広報誌を活用し、消費者向けのPRを実施し、認知度向上を図っていく。 ・グリーン農業推進と連携し、GAP取組の重要性の周知啓発に努めていく。	
57	農業技術高度化事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		農業生産技術の効率化・高度化	宇都宮市農業技術高度化研究会	農業技術高度化研究会を運営し、生産者や企業等が行う技術等の開発や先進技術普及のための取組を支援する。	計画 どおり	1,380	H23		【①昨年度の評価(成果や課題): 農作業の省力化、環境負荷低減、生産性向上に向けた支援】 ・いちごの自動農業散布機について、生産者の協力の下、シーズンを通したモデル栽培を行い、収量・品質を維持しつつ、作業時間と農薬使用量を削減させることができた。 ・令和7年度市販化に向け、企業と調整を進めるほか、畝幅の簡易な調整手法について検討を行う必要がある。 ・低コスト施肥実証栽培について、雑草・病害虫防除を入念に行った結果、圃場条件による差はあるものの、収量・品質について慣行栽培と大差ない結果となった。一部、収量・品質について堆肥使用区において低下が見られたことから、引き続き実証栽培を行い、データの精度を上げる必要がある。 ・なつおとめ生産性向上事業について、環境測定器の設置とデータ共有を行い、測定したデータを基に現地検討会を開催した。引き続き、生産量向上に向けた取組を進める必要がある。 ・環境と調和のとれた持続可能な農業生産の実現に向け、環境負荷低減を図る生産技術の普及に努める必要がある。 【②今後の取組方針: 農作業の省力化、環境負荷低減、生産性向上に向けた支援の強化】 ・いちごの自動農業散布機について、市販化に向け、JAや企業と連携し、畝幅の調整や機械の調整を行うとともに、機械及び補助事業の周知を行っていく。 ・低コスト施肥実証栽培について、データの精度を上げるため引き続き、飼料用米と露地野菜において実証を行うほか、県と連携し、大豆においても新たに実証に取り組む。 ・また、令和5～7年までの3か年の取組について、県やJAと連携し、生産者向けに周知を行い、普及促進を図っていく。 ・なつおとめ生産性向上事業について、引き続き環境測定器を設置し、データに基づいた生産管理を行うため、外部講師を招いた現地検討会を開催していく。 ・脱炭素の取組として、新たに小麦の栽培において、もみ殻くん炭を施用し、収量・品質の変化を見る実証栽培を行っていく。 ・プラスチック排出削減やグリーン農業の普及啓発のため、新たな取組として、生分解性マルチ・多年張被覆資材の導入費用を補助し、広く利用促進を図るとともに、省力化やコスト、品質等への効果を把握し、普及拡大に努めていく。	拡大
58	新産地育成事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		収益性の高い新規作物の産地化による農業者の所得向上	園芸作物の新たな作物の試作に取り組む生産者組織(宇都宮市レモン研究会)	新たな作物の栽培技術習得等のための講習会の実施	計画 どおり	0	H26		【①昨年度の評価(成果や課題): 産地化に向けた取組の拡大】 ・県農業振興事務所と連携し、生産者の栽培技術向上のため、レモン研究会通信として「レモン便り」を生産者に対し送付した。 ・レモンの試験栽培のための苗木補助は令和4年度をもって終了したことから、今後は需要に応えられる安定的な生産量を確保できるよう、栽培技術の向上を図る必要がある。 【②今後の取組方針: レモン研究会の体制再検討】 ・集出荷体制は各生産者で確立されている点を踏まえ、レモン研究会の今後の在り方を検討していく。 ・栽培指導については、引き続き、安定した収量が確保できるよう、農業振興事務所と連携し、現地説明会や生産者への栽培講習会等を開催していく。	
59	園芸作物生産施設等整備事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		園芸作物の生産振興による農業所得の安定化	認定農業者、認定新規就農者等	園芸作物の生産力向上のための施設・機械導入費の補助	計画 どおり	49,961	H15		【①昨年度の評価(成果や課題): 園芸作物の生産力の向上】 ・園芸作物のパイプハウスやICT環境測定機器等の導入により、生産面積の拡大や作業の効率化が図られた。 ・園芸作物の更なる生産性向上を図るため、生産者に対し、ICT機器やドローン等の導入効果について、理解を深めてもらう必要がある。 【②今後の取組方針: 生産力強化のための支援の実施】 園芸作物における、収益性の向上による農業経営の安定化を促進するため、パイプハウスや作業機械などの導入支援を行うとともに、ICT機器やドローン等の導入事例や効果について周知を図り、スマート農業の普及促進を図っていく。	
60	土地利用型園芸産地展開加速化事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		水稻から収益性の高い園芸作物への転換の促進及び産地形成	農業生産者、宇都宮農業協同組合、農業生産法人等	水田での露地野菜の生産拡大のための機械・施設導入費や調査研究費の補助	計画 どおり	0	H30		【①昨年度の評価(成果や課題): 露地野菜の生産拡大】 ・実需者側から減反の意向により、対象作物の生産拡大となる生産者がいない状況であったことから、事業実施に至らなかった。 ・本事業は令和6年度で終了となるが、水田の利活用と露地野菜の生産振興を図るため、新たな支援を実施する必要がある。 【②今後の取組方針: 収益性の高い園芸作物への転換】 県やJAと連携し、水田での露地野菜への作付転換を促進できるよう、生産拡大に取り組む生産者のニーズを踏まえ、必要な支援策を検討していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
61	土地利用型農業生産施設等整備事業補助金	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		・営農集団及び新規 就農者の確保・育成 ・大規模共同利用施 設の整備・活用	・営農集団等, 新規 就農者	機械導入費用の補助	計画 どおり	20,203	H16		【①昨年度の評価(成果や課題):土地利用型農業用機械の導入支援】 ・営農集団や新規就農者に対しコンバイン等の農業用機械等の導入を支援し, 経営規模拡大が図られた。 ・土地利用型農業における担い手不足や高齢化が懸念される中, 引き続き, 営農集団の経営規模拡大や, 新規就農者の確保・育成に努める必要がある。 【②今後の取組方針:機械の導入支援による土地利用型農業の担い手の確保・育成】 ・機械の導入支援による新規就農者の確保に加え, 経営規模拡大による効率的・安定的な土地利用型農業の推進に向け, 集落営農組織の拡大や法人化への機運醸成を図るため, 地域会合等の機会を活用し, 大区画化などの関連事業と併せて本事業の周知に努めていく。	
62	家畜伝染病予防対策事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		家畜伝染病の発生防 止	宇都宮市畜産振興 連絡会議, 宇都宮市 酪農組合, 宇都宮農 業協同組合養豚専 門部会, 宇都宮農業 協同組合和牛改良 専門部会	各種家畜伝染病予防接 種等に要する経費の一部 補助	計画 どおり	1,601	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):家畜防疫支援と伝染病発生時の防疫体制強化】 ・家畜伝染病の発生を防止するため, 生産者団体の実施する予防接種や検査費用を助成するとともに, 家畜伝染病発生時に備え, 県や関係課による演習を実施し, 防疫体制の強化を図った。 ・家畜伝染病発生時に迅速に対応できるよう, 集合施設の確保など, 防疫体制の構築に努める必要がある。 【②今後の取組方針:防疫対策の徹底と家畜伝染病予防のための支援】 ・県やJAと連携し, 生産者の防疫対策の徹底のため必要な情報発信を行うとともに, 生産者団体が実施する予防接種費用等を助成するとともに, 牛伝染性リンパ腫の検査費用に対する支援も行うことにより, 家畜伝染病の発生防止に努めていく。 ・特定家畜伝染病の万一の発生時において, 迅速に対応できるよう, 対応フローや防疫拠点の確認を行うとともに, 集合施設の安定確保に向け, 庁内外の関係機関の理解が得られるよう働きかけを行い, 家畜防疫体制の強化に努めていく。	
63	畜産経営力強化支援事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		畜産農家の経営安定	宇都宮農業協同組 合和牛改良専門部 会, 宇都宮農業協 同組合養豚部会等	・優良繁殖雌牛導入経費 の補助 ・畜産ICT機器導入経費 の補助	計画 どおり	240	H16		【①昨年度の評価(成果や課題):畜産農家の生産力の向上】 ・優良繁殖雌牛の導入による和牛繁殖農家の規模拡大を支援した。 ・畜産経営の強化を図るため, 引き続き, 支援を実施する必要がある。 ・畜産ICTについては, これまでのICT技術による支援は進んだところであるが, 気候変動の影響などを踏まえ, 経営の効率化に向けた新たな技術の導入が重要になっている。 【②今後の取組方針:畜産農家の経営基盤強化のための支援】 ・引き続き, 和牛繁殖農家への優良繁殖雌牛の増頭を支援するとともに, さらなる増頭に向けた新たな技術の導入など, 生産者の要望等を踏まえ支援策の見直しを検討していく。 ・経営の効率化や生産性向上に向け, 更なるICT技術の進展や暑熱対策などの情報収集に努め, 畜産農家のニーズを踏まえた支援事業を検討していく。	
64	環境保全型農業直接支援対策事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		環境にやさしい農業 の推進	宇都宮市内の農業 者団体等	化学肥料・化学合成農薬 5割低減や有機農業の取 組に対する助成金の交付	計画 どおり	21,879	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):制度周知と推進】 ・主食用水稻において, 県の化学肥料施用量及び化学合成農薬成分回数 の慣行基準が改正された影響などにより, 取組面積は354haとなった。 ・環境保全に効果の高い取組を支援することにより環境保全型農業の推進が図られるため, 取組面積の更なる増加に向け, 事業の理解促進を図る必要がある。 【②今後の取組方針:取組面積の増加】 ・「第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ, 農業分野における環境負荷低減の取組を推進するため, GAPの生産者向け講習会などにおいて, 事業の周知啓発に努め, 取組面積の増加を図っていく。	
65	新規就農者支援事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		新規就農者の確保・ 育成	・新規就農者 ・(市内で)就農を考 える者	・関係機関との連携 ・農業者などとの交流機 会の提供 ・経営開始資金の交付 ・青年等就農計画制度の 活用促進	計画 どおり	58,907	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):新規就農者の確保・育成と継続した支援】 ・本市での就農を目指す新規就農者に対し, 就農の3大障壁である「技術」「資金」「農地」の点から切れ目のない支援に取り組んできたことにより, 例年と同程度の17名の認定新規就農者を確保することができた。認定新規就農者の経営開始直後の不安定な収入を補填する当該事業は, 経営の安定化に寄与しており, 認定新規就農者の確保と営農定着が図られている。 ・また, 新規就農者を対象に市独自に農業経営力の向上を支援する「経営力向上講座」を開催し, 「稼げる農業の実現」を推進している。 ・一方で, 本市の農業者数は, 依然として減少傾向にあることから, 「稼げる農業」を実現し魅力ある農業としてPRするなど, 新規就農者の確保・育成により一層取り組む必要がある。(基幹的農業従事者数は, 5年間で856人の減(2020農業センサス)) 【②今後の取組方針:継続した新規就農者の確保・育成】 ・様々な機会を捉えて本市農業の魅力をPRするとともに, 新規就農者に対しては, 国・県・市の補助事業等を効果的に活用し, 早期の経営安定に繋げられるよう県や市農業公社, JA等関係機関から構成されるサポートチーム体制により総合的な支援を行っていくとともに, 引き続き, 「経営力向上講座」において伴走型の支援を行っていく。 ※国の事業である「農業次世代人材投資資金」については, 令和3年度で新規採択を打ち切っており, 令和3年度に採択された者に対する最長交付期間(令和8年度)の満了をもって廃止 ※ 令和4年度からは「新規就農者育成総合対策」事業の「経営開始資金」により, 新規就農者を支援している。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
66	新規就農者生活資金貸付事業補助金	V－10	農林業の生産力・販売力・地域力の向上		就農初期における生活の安定	公益財団法人宇都宮市農業公社	公社が実施する貸付事業の原資の補助 貸付上限額 60万円/年×2年 ※無利子	計画どおり	3,000	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):新規就農者の生活安定の支援と継続した支援】 ・1名の新規申し込みを採択し、貸し付けを行った。 ・新規就農の障壁の1つである「資金」に対応した本市独自の支援策であり、本市での就農を決める判断要素の1つとして有効であるとともに、新規就農者の営農定着に寄与していることから、引き続き、本制度を維持していくとともに、積極的な周知に努めていく必要がある。 【②今後の取組方針:事業の継続と効果的なPR】 本市独自の支援策として、新規就農者への有効な支援策となっていることから、今後も市農業公社への補助を継続するとともに、県内外の就農相談会等において、本市での就農検討者に対して積極的にPRしていく。	
67	担い手育成支援事業	V－10	農林業の生産力・販売力・地域力の向上		農業者の経営力の向上	農業経営基盤の強化を目指すために経営改善を図ろうとする農業者等	農業者が作成する農業経営改善計画の認定と計画達成に向けた支援の実施	計画どおり	150	H5		【①昨年度の評価(成果や課題):認定農業者の確保・育成】 ・青年等就農計画終了時や農業経営改善計画の更新時に、認定を受けることにより活用できる融資制度や大型機械導入支援等のメリットを周知することにより、新規認定18経営体を含む認定農業者は773経営体(R5年度末:781経営体)となった。 ・「稼げる農業経営体」を実現できるよう、認定農業者等を対象に市独自に農業経営の発展を目指す農業者の経営力向上を支援する「経営力向上講座」を開催するとともに、個々の経営体に対する経営力向上や地域における集落営農組織化・法人化支援など、持続的な農業経営を行うための支援に取り組んだものの、認定農業者のうち、農業経営改善計画の目標所得(580万円)を達成している「稼げる農業経営体」は293経営体に留まっていることから、引き続き農業経営改善計画作成等の支援に取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針:認定農業者の認定の継続及び計画達成に向けた支援】 ・農業者の経営意欲を喚起するため、農業経営改善計画の策定を支援することで、認定農業者の増加を図っていく。 ・また、所得目標を確実に達成できるよう、引き続き、認定農業者が活用できる国・県・市の各種補助事業の周知に努めるとともに、研修会の実施や経営相談等を通じて、個々の経営状況に応じた補助・支援を行うなど、本市独自の「伴走型支援」を行っていく。	
68	農業者の経営能力向上支援事業	V－10	農林業の生産力・販売力・地域力の向上		農業者の経営力の向上	経営能力の向上を図ろうとする認定農業者等	・「経営者」としての能力向上を図る講座の実施	計画どおり	5,061	R6	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):農業者の経営能力向上支援】 ・「稼げる農業」の実現に向け、地域農業の中核を担う認定農業者向けの経営発展チャレンジコース12名と新規就農者向けの経営スタートアップコース17名に、経営管理やマーケティング、組織づくりなど「経営者」としての能力強化を図る講座及び経営コンサルタントによる経営相談を一体的に行う伴走型の支援を実施し、将来を担う担い手等の農業経営の拡大・発展を支援することができた。 ・令和6年度開始の本事業は受講生から好評だったものの、講座の実施時期について、受講者の農繁期とスケジュールが重なる等の理由により、一部の講座で欠席が散見されたことから、実施時期や周知期間の確保、魅力的な講座内容に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:継続した農業者の経営能力向上支援】 ・より多くの農業者が受講できるよう、農繁期を考慮した講座日程を設定するほか、県やJA等の関係機関と連携を図り、意欲ある農業者に対して、講座目的・内容等を踏まえた効果的な周知に取り組んでいく。	
69	農地利用効率化等支援事業 (旧:強い農業・担い手づくり総合支援交付金(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ))	V－10	農林業の生産力・販売力・地域力の向上		農業者の経営力の向上	実質化された人・農地プランに位置づけられた「中心経営体」等	農業経営の改善・発展に必要な農業機械、施設等の導入に要する経費の一部補助 【補助率】 (事業費の3/10、融資額、融資額・助成額を引いた事業額)のいずれか低い金額 上限300万円	計画どおり	1,390	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):継続した農業用機械等の導入支援】 ・申請書類等の作成を支援することで、1経営体の取組が事業採択され、農業用機械(トラクター、パイプハウス等)の導入を図ることができた。 ・引き続き、次年度の事業採択に向けて経営規模拡大や新技術導入等の助言を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:担い手の育成・確保と継続した支援】 引き続き、農業用機械等の導入による農業者の経営力の向上を図るため、各経営体の経営内容に応じた助言等を行い、事業の申請・採択がなされるよう支援していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
70	担い手確保育成支援事業補助金	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		・新規就農者の確保・ 育成 ・農業者の経営力の 向上 ・担い手への農地利用 集積の推進 ・農地の守り手・支え 手支援	宇都宮市農業再生 協議会	当協議会が実施する地域 の担い手の確保・育成支 援事業に要する経費の一部補助	計画 どおり	1,214	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):農業再生協議会への活動支援】 ・「農コン事業」は、18名に参加いただき、参加者同士の連絡先の交換に繋げることができた。 また、東京で開催された「新・農業人フェア」に相談ブースを出展し、22名の就農相談者に対し、 本市農業のPRを行った。 ・東京での就農相談については、より多くの相談者を本市での就農に導くため、その後の就農 状況等を分析し、本市の就農支援策の改善につなげていく必要がある。 ・また、再生協議会事業によって行われる当該事業は、市とJAの拠出による「多様な担い手確 保育成支援事業補助金」により実施しており、農業従事者の高齢化・減少が進む中での地域 の中心となる担い手の育成や新規就農者の確保という課題について継続して取り組めるよう 支援していく必要がある。 【②今後の取組方針:多様な担い手の確保・育成に係る活動への支援】 ・「新・農業人フェア」については、相談者への追跡調査等により、本市農業の強みや特徴など を把握し、効果的なPRIにつなげていく。 ・また、令和7年度から新たに「じぶん×未来フェア」に出展し、高校生へ本市農業の魅力をPR することで、未来の担い手の確保につなげていく。 ・引き続き、本市農業の持続的な発展に必要な取組であることから、本市農業担い手のさらなる確保・育成に向け、市、農業公社、JAで構成される農業再生協議会の特徴を活かし、それぞれの役割を十分に発揮した活動ができるよう助成を行っていく。	
71	担い手育成金事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		優良な担い手の確保・ 育成	申請時に50歳未満 の認定新規就農者	就農後5年間に於いて市 が定める要件を満たす優 れた農業者への担い手育 成金の交付	計画 どおり	1,200	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):新規就農者の経営の安定化と継続した支援】 ・審査の過程を通して、個々の経営の改善に向けたアドバイスを行うなど、新規就農者の経営 の安定化に寄与するとともに、1名に育成金を給付することで、他の新規就農者に対して、経営 目標達成や地域貢献に向けた意欲喚起を図ることができた。 ・当該事業は本市独自の取組みであり、交付対象者となった農業者が、研修生の受入れ先農 家など地域の中核的な「担い手」となって活躍していること、また、市内外の就農希望者が本市 で就農するインセンティブとなっていることから、事業を継続していくとともに、積極的な周知に 努めていく必要がある。 【②今後の取組方針:事業の継続と効果的なPR】 当該事業交付者が、本市の中核的な担い手として活躍していることに加え、意欲ある人材の 確保や申請者の経営改善に繋がっていることから、当該事業を継続するとともに、各種就農相 談会や個人との相談等において、本市での就農検討者に対して積極的にPRしていく。	
72	農業経営法人化・組織化等支援事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		組織的な農業経営体 の確保・育成	・宇都宮農業協同組合 ・集落営農の組織 化・法人化に取り組 む地域等	・地域会合や研修会の開 催に要する経費の一部補 助 (内訳) 組織化補助金 法人化補助金 専門家派遣謝金 消耗品費 ・地域における検討支援	計画 どおり	0	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):集落営農の法人化・組織化に向けた検討支援】 令和6年度には法人化・組織化の実績はなかったが、持続的な地域農業の発展に向け、土地 利用型農業における効率化・大規模化を実現するための集落営農の法人化・組織化への支援 するとともに既存組織の維持発展を支援していく必要がある。 【②今後の取組方針:集落営農の法人化・組織化に向けた継続した検討支援】 ・地域計画策定に係る地域会合等の機会を捉え、将来の担い手確保に係る選択肢の一つとして、 地域に対し、集落営農の組織化を提案していく。 ・また、組織化の機運が醸成されてきている地区をはじめ、地域計画の中で組織化の意向を示 す地域等に対し、JAなどの関係機関と連携しながら、地域会合の開催支援など、組織化を支 援していく。 ・構成員の高齢化や後継者不足等により将来的に組織の継続が困難となることが見込まれる 組織に対し、県等関係機関と連携しながら、既存組織同士の連携や再編など組織の維持発展 に必要な支援を実施していく。 ・認定農業者等を対象に市独自に農業経営の発展を目指す農業者の経営力向上を支援する 「経営力向上講座」を通じて、農業経営の法人化・組織化への支援を行う等、「稼げる農業の実 現」を推進していく。	
73	農業公社運営費補助金	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		・公益事業を行うための 体制の確保 ・担い手への農地利用 集積の強化	公益財団法人宇都 宮市農業公社	公社の運営に必要な経費 の補助	計画 どおり	28,858	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):公社の運営体制の確保】 ・当該補助によりプロパー職員や地域農業コーディネーター等の人員を確保し、農地の流動化 を促進するための農地の貸借・売買等の支援に取り組んだことにより、担い手への農地集積 率は、63.8%(前年度より2.4%の増)となった。 ・今後も、担い手への農地集積目標80%の達成に向けて市農業公社の運営体制を確保してい く必要がある。 【②今後の取組方針:担い手への農地集積を図るための継続した運営支援】 地域農業の総合的支援を行う市農業公社は、担い手への農地集約・集積を促進し、持続可能 な農業の確立を図るために今後も必要であることから、引き続き、当該補助を通して公社の運 営を支援していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
74	農業公社事業費補助金	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		・新規就農者・担い手 の確保育成 ・集落営農組織の育 成	公益財団法人宇都 宮市農業公社	公社が実施する新規就農 者・担い手の確保育成 や、集落営農組織の育成 等に関する事業費の一部 補助	計画 どおり	4,896	H8		【①昨年度の評価(成果や課題): 担い手の確保・育成に向けた支援の充実】 ・出前相談会や合同視察など体験実習などを開催し、新規就農に繋げることができた。 ・一方で、集落営農組織等については、構成員の高齢化や後継者不足を理由に組織の継続が困難になっている組織もあることから、引き続き、集落営農組織を確保・育成するための支援が必要である。 ・市農業公社事業は「事業費補助金」により実施しており、新規就農者・担い手の確保育成や集落営農組織の育成等という課題に対応した事業を継続して実施できるよう、引き続き、支援していく必要がある。 【②今後の取組方針: 公社事業の円滑な事業実施に向けた支援の実施】 ・組織の継続が困難になっている集落営農組織等については、引き続き、県等関係機関と連携しながら、組織同士の連携や再編など必要な支援を実施していく。 ・市農業公社事業は、本市農業の持続的な発展に必要な取組であることから、本市農業担い手のさらなる確保・育成に向け、農業公社としての特徴を活かし、役割を十分に発揮した活動ができるよう、引き続き、助成を行っていく。	
75	人・農地支援事業 (機構集積協力金)	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		担い手への農地利用 集積の推進	・農地中間管理機構 を活用して農地集積 を図ろうとする地域 ・経営転換やリタイア する農業者	機構集積協力金の交付	計画 どおり	3,945	H24		【①昨年度の評価(成果や課題): 機構を活用した担い手への農地集積・集約化】 ・地域集積協力金及び集約化奨励金を活用し、土地改良事業等に併せた地域ぐるみでの農地の集積・集約の促進が図られた。(刈沼川地区) ・今後も「地域計画」等に基づいた担い手への農地集積・集約化を円滑に進めるためには、「機構集積協力金」事業の活用が効果的であることから、引き続き、当該事業の周知及び活用を推進していく必要がある。 【②今後の取組方針: 農地の大区画化と合わせた事業の推進】 担い手への農地集積・集約化を促進するため、農地の大区画化などの再整備と合わせた「機構集積協力金」事業の活用について地域の機運の醸成を図っていく。	
76	農地の守り手・支え手農業機械等 導入支援事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		「農地の守り手・支え 手」の営農支援	市内在住の「実質化 された人農地プラン」 に搭載された「農地 の守り手・支え手」を 含む3名以上の営農 集団	営農活動に必要な農業機 械等導入支援 【補助率】 ①(導入補助)事業費の3 ／10以内(上限200万円) ②(修繕の経費補助)事 業費(工賃を除く)の3／ 10以内(上限100万円)	計画 どおり	1,459	R3		【①昨年度の評価(成果や課題): 「農地の守り手・支え手」への支援の実施及び効果的な事業PR】 ・地域会合等において「実質化された人・農地プラン」への登載促進に取り組んだことなどにより、前年度より36人増加し、370人の守り手・支え手を確保した。 ・当該事業活用の意向のあった2地区(2組織)に対し、コンバイン等の機械の導入を支援した。 ・当該事業の活用により、地域の遊休農地の発生を未然に防止し、農地及び農村環境の維持が図られたことから、引き続き、当該事業を周知し、活用を推進する必要がある。 【②今後の取組方針: 「農地の守り手・支え手」に係る機運の醸成】 「農地の守り手・支え手」の意義・必要性や支援事業を積極的に周知し、当該支援事業の活用を図りながら「守り手・支え手」を確保に取り組んでいく。	
77	農業経営の第三者継承事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		・新規就農者の確保・ 育成 ・経営資源の有効活 用 ・新規参入が困難な 分野の生産振興	・果樹、施設園芸、 畜産で後継者がいな い者 ・20歳以上50歳未満 の就農希望者	経営移譲希望者と継承希 望者のマッチング	計画 どおり	0	H30		【①昨年度の評価(成果や課題): 経営移譲希望者と継承希望者情報の共有化】 ・農業資材の有効活用と新規就農者の円滑な就農に向け、果樹、施設園芸、畜産等の第三者継承に係る関係機関相互の情報共有体制が構築されたことにより、経営移譲希望者及び継承希望者に関する情報の共有化が図られた。 ・しかしながら、令和6年度の活用はなかったため、第三者継承事業について農業者に広く周知を行い、理解促進を図る必要がある。 【②今後の取組方針: 関係機関との情報共有による事業推進】 ・引き続き、情報共有体制を活用することにより、経営移譲希望者及び継承希望者に関する情報を円滑な第三者継承に繋げていく。 ・また、当該事業について、様々な機会を捉えて、事業目的等の周知を行い、理解促進及び機運醸成を図っていく。	
78	経営継承・発展支援事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		農業経営体の継承の 促進及び経営発展	中心経営体等から経 営の移譲を受けた後 継者(親子、第三者 問わず)	農業経営の発展に必要な 経費の一部補助 【補助額】 上限100万円	計画 どおり	2,000	R3		【①昨年度の評価(成果や課題): 効果的な事業PRと活用促進】 ・JA等の関係機関へ事業PRを行うとともに、JA主催の事業承継研修会への出席により農業者への事業PR及び理解促進を図り、事業活用希望者4名の要望対応を行い、2件が国の事業に採択された。 ・引き続き、関係機関と継承予定者に係る情報共有を図り、当該事業の活用を促進し、将来にわたって地域の農地を担う農業者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針: 効果的な事業PRと活用要件の準備支援】 ・当該事業の活用に当たっては、事前準備に時間を要する要件があることから、JA等の関係機関とも連携し、継承予定者等の情報共有を図りながら、活用促進を図っていく。 ・また、中心経営体の経営を後継者(第三者や親族を含む)の継承とともに、経営の発展(販路の開拓や省力化等)が期待できることから、引き続き活用を図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
79	農業振興地域整備計画の適正管理	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		優良農地の確保と有効活用	農振農用地区域の 農地	・農用地区域の適正管理 ・農地の農用地区域除外 申出の処理 ・農用地管理システムの 適正管理	計画 どおり	213	S47		【①昨年度の評価(成果や課題)：農振計画に基づく農用地区域の適正管理及びNCCの実現など、まちづくり方針を踏まえた適切な土地利用の調整】 ・農用地区域に係る問合せに対応するとともに、農用地区域からの除外等の申出について、法に基づき審査し、計画変更に係る手続きを行った。 ・また、NCCの実現などに向けた土地利用について、開発需要に対し関係課等と連携しながら調整・協議を行った。 ・本市における優良農地を農用地区域として設定するとともに、その確保・維持の方策及び地域の農業振興の実施の方向を定めるため「農業振興地域整備計画」を改定した。 ・改定した計画に基づき農用地区域を適正に管理するとともに、NCCの実現に向けた開発需要に対し、優良農地の確保等の観点から、農業振興地域制度の趣旨や県の指導等を踏まえた協議・調整が必要である。 【②今後の取組方針：農振計画に基づく農用地区域の適正管理及びNCCの実現など、まちづくり方針を踏まえた適切な土地利用の調整】 宇都宮農業振興地域整備計画に基づき農用地区域を適正に管理するとともに、NCCの実現などのまちづくり方針と農用地区域内の農地の確保・維持とのバランスを取りながら農業振興地域における土地利用について、関係課と協議・調整を図っていく。	
80	新規就農者育成総合対策事業 (ハード)	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		・就農後の経営発展	令和5年度中に独立・自営就農を開始する認定新規就農者(49歳以下)	県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援する。 (国1／2、県1／4、本人1／4)	計画 どおり	36,867	R4		【①昨年度の評価(成果や課題)：新規就農者の営農定着と経営の安定化に向けた連携】 「経営発展支援事業」の活用により、新規就農者の営農定着及び経営の安定に必要なトラクターや予冷庫、パイプハウス等9件の支援を行うことができた。 【②今後の取組方針：効果的な事業周知と交付対象者への適切な指導】 ・引き続き、就農希望者等に対して効果的にPRを行い、新規就農者の確保・育成に努めるとともに、早期の営農定着が図れるよう支援する。 ・より多くの希望者を支援できるよう、JA等の関係機関と連携し、交付対象者との面談・ほ場確認等に取り組んでいく。	
81	企業誘致促進事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		新たな担い手の確保	新たな担い手として農業参入に意欲のある企業	・企業誘致候補地対象エリアの抽出 ・誘致対象企業候補者のリストアップ	計画 どおり	5,827	R6		【①昨年度の評価(成果や課題)：誘致対象エリアと誘致対象企業候補者の抽出】 ・担い手の高齢化や後継者不足など地域の状況によっては、引き受け手のない農地の増加が懸念されることから、企業を地域農業の担い手として確保するため、地域の実情調査に基づく誘致対象エリア(3エリア)の絞り込みや、誘致対象企業候補者のリストアップを行った。 ・今後も、地域の実態や企業ニーズを踏まえた誘致対象エリアの精査や、企業参入に向け、地域の合意を得ながら、企業誘致を促進していく必要がある。 【②今後の取組方針：誘致候補地の絞り込み及び企業参入に向けた地域理解の促進】 ・参入意欲のある企業側のニーズの把握・分析を進め、企業ニーズに沿った個別の誘致提案を作成することにより、企業誘致を促進していく。 ・誘致対象エリアにおいて農地や担い手に係る実態調査を実施し、候補地の絞り込みを進めるとともに、当該地域への企業参入への理解を促進していく。	
82	遊休農地の解消・活用促進事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		遊休農地の解消	遊休農地の所有者及び遊休農地を耕作する耕作者	遊休農地の再生作業に対する助成金の交付 【交付額】 定額17千円/10a	計画 どおり	151	H20		【①昨年度の評価(成果や課題)：再生協議会への活動支援】 ・本市独自の当該事業は荒廃度が比較的低い遊休農地の解消を対象としており、1件195aの取組があった。 ・より荒廃度の高い遊休農地の解消をする場合には、県の「農地いきいき再生支援事業」の活用を図るなど、遊休農地の解消を促進していく必要があることから、遊休農地解消に向けた事業を継続する必要がある。 【②今後の取組方針：遊休農地の解消に係る活動への支援】 農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめ、JAと連携しながら遊休農地の早期発見に努めるとともに、利用意向調査の機会をとらえて本事業の活用について周知し、遊休農地のさらなる解消を図っていく。	
83	遊休農地の解消・未然防止の強化 (農地の見える化)	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		遊休農地の解消・未然防止	農地の貸し付け、借り受けを希望する方	農地の貸し付けを希望する土地所有者と借り受け希望者をマッチング	計画 どおり	0	R6	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題)：事業PRと活用促進】 ・令和6年11月から貸し出しを希望する農地情報を「貸出希望農地情報マップ」として市HPで公開し、「見える化」を図ることにより農地の貸し借りを促進し、3件のマッチングを行った。 ・農地の登録数や借り受け希望者の閲覧数の増加により、マッチングの増加が見込まれることから、制度の周知を拡充していく必要がある。 【②今後の取組方針：効果的な事業PRと活用促進】 貸し付け希望者、借り受け希望者両者への制度の周知が必要であることから、広報媒体を活用だけでなく、農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめ、JA等の関係機関と連携しながら事業の活用について周知し、遊休農地のさらなる解消・未然防止を図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
84	農地耕作条件改善事業補助金	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		農地の大区画化・汎 用化等の基盤整備を 行い、農地中間管理 機構による担い手へ の農地集積や高収入 作物への転換を推進	土地改良区、水利組 合、農業法人等	農地・農業水利施設等の 整備に要する経費の補助	計画 どおり	1,250	H29		【①昨年度の評価(成果や課題)：農地の大区画化・汎用化等に向けた整備支援】 ・農地耕作条件改善事業を活用した造成工事を1地区で実施し、効率性の高い農地の整備を支援した。 ・土地改良区等からの要望に基づく実施事業であり、今後も本事業の計画的かつ効果的な実施に向けて、地域会合等を活用しながら、補助事業の周知に取り組むとともに、農地の『出し手』と『借り手』の課題を解消するため事業推進に取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針：計画的かつ効果的な事業実施】 今後も担い手が農地集積や高収益作物への転換に取り組みやすいよう、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備とかんがい排水施設の更新や修繕などを支援するとともに、地元負担の軽減にも配慮しながら、事業化を推進していく。	
85	農地集積促進事業補助金	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		担い手への農地利用 集積の促進	県営経営体(担い手 育成)基盤整備事業 実施地区の土地改 良区	担い手への農地利用集 積のために必要な視察や 調査等に要する経費の補 助	計画 どおり	144	H9		【①昨年度の評価(成果や課題)：担い手への農地利用集積に向けた取組支援】 ・本事業を活用して、土地改良事業実施地区である3地区において担い手への農地利用集積に向けた会議の開催や関係農業者の意向調査などを実施し、土地改良事業における担い手への農地利用集積の促進が図られた。 ・農地整備費の地元負担を軽減し、将来の農業生産を担う経営体への農地集積・集約化を図る必要がある。 【②今後の取組方針：担い手への農地利用集積の促進】 3地区が実施する会議開催や地域の農業者への啓発活動、農地の貸借等に関する意向調査等の取組支援により、担い手への農地利用集積の促進に取り組んでいく。	
86	水利施設管理強化事業補助金・負 担金	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		土地改良区における 高度な施設管理及び 管理体制の強化	国営造成施設を管 理する土地改良区 及び土地改良区連 合	・農業水利施設等の管理に要する経費の補助 ・管理体制整備計画の策定や多面的機能の普及啓発活動等に対する経費の負担	計画 どおり	23,400	H12		【①昨年度の評価(成果や課題)：環境に配慮した高度な施設管理への支援】 ・鬼怒中央土地改良区において、農業水利施設等の補修や幹線水路・水門の安全パトロールなどを通じた保全美化活動を実施し、土地改良区連合が管理する水利施設の適切な管理が図られた。 ・農業水利施設は農業生産面だけでなく洪水防止など多面的機能の役割があることから、土地改良区における施設の種類に応じた管理方法等、水利施設に応じた支援が必要 【②今後の取組方針：高度な施設管理や管理体制の強化への支援】 ・土地改良区における農業水利施設等の高度な管理や管理体制を強化するため、施設の種類に応じた管理運営の支援を実施していく。 ・農業水利施設を適切に管理し、農業施設の有する多面的機能を適切に発揮させていくため、引き続き支援をしていく。	
87	県営土地改良事業調査計画負担金	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		県営土地改良事業の 円滑な事業着手	栃木県(県営負担 金)	県営土地改良事業採択 予定地区が事前に行う調 査経費等の負担	計画 どおり	0	S45		【①昨年度の評価(成果や課題)：円滑な事業実施に向けた支援】 ・令和6年度において、新たな土地改良事業の実施地区はなかった。 ・実施地区がある際は、地元負担は求めず、引き続き、調査経費等を県と共に負担していく必要がある。 【②今後の取組方針：事前調査費用等に係る適正な費用負担による支援の実施】 今後、県と地元との調整により、ほ場整備事業を実施する地区がある場合には、県が実施する「経済効果算定・事業計画書作成」に要する費用を負担するとともに、新規予定地区の円滑な事業実施に向けた支援に取り組んでいく。	
88	県営基幹水利施設ストックマネジメ ント事業負担金	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		農業水利施設の機能 保全	栃木県(県営負担 金)	農業水利施設の保全に 要する工事経費の負担	計画 どおり	0	H20		【①昨年度の評価(成果や課題)：農業水利施設の修繕・長寿命化】 水利施設管理者からの事業の採択申請がなかったため、令和6年度については、事業を実施しなかったが、農業水利施設を施設管理者が適正管理するため、引き続き、地元負担を軽減し、定期的な整備補修に対する支援をしていく必要がある。 【②今後の取組方針：計画的かつ継続的な支援の実施】 安定的な稼働に向け、引き続き、水利施設の機能回復及び延命化を推進するため、農業水利施設の整備補修など、施設保全に要する工事経費の支援に取り組んでいく。	
89	土地改良施設維持管理適正化事業 補助金	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		土地改良施設の機能 低下の防止及び機能 回復	土地改良区	計画的な整備補修等に要 する経費の補助	計画 どおり	13,896	S52		【①昨年度の評価(成果や課題)：土地改良施設の適正な維持管理】 ・当該補助金を活用して8土地改良区において、ポンプ整備や水路整備修繕などの工事を実施した。 ・土地改良施設の多くで老朽化が進行しており、その機能維持が大きな課題となっていることから、施設管理者が土地改良施設を適正管理するため、引き続き、地元負担を軽減するため支援していく必要がある。 【②今後の取組方針：計画的かつ継続的な支援の実施】 安定的な稼働に向け、引き続き、計画的な農業水利施設の更新・修繕を推進するため、整備補修等に要する経費の支援に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
90	ほ場整備事業推進協議会事業推進補助金	V-10	農林業の生産力・販売力・地域力の向上		ほ場整備事業の推進	ほ場整備事業推進協議会を設立した地区	会議や視察研修等に要する経費の負担	計画どおり	0	H2		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な事業実施に向けた支援】 令和6年度については、2地区において推進協議会を設立し会議等の活動を実施したが、活動規模が小さかったことから補助金の申請はなかった。 【②今後の取組方針:土地改良事業への支援】 令和6年度に推進協議会が設立された2地区(幕田地区、東谷地区)に対し、ほ場整備事業の円滑な実施に向けて、地域の合意形成を図るために必要な会議開催や研修など土地改良区が実施する活動を引き続き支援していく。 また、今後においても、ほ場整備事業を要望している地区(上欠地区)があることから、ほ場整備事業を円滑に推進していくために、引き続き、地元の合意形成を図るための会議や視察研修等に要する経費を支援をしていく。	
91	市単独土地改良事業補助金	V-10	農林業の生産力・販売力・地域力の向上		用排水条件の改良及び農業用水の安定的な確保	地域農業者(水利組合等) (受益面積おおそ1ha以上、事業主体2戸以上)	土地改良施設整備に要する経費の補助	計画どおり	10,650	H5		【①昨年度の評価(成果や課題):小規模土地改良施設の適正管理】 当該補助金を活用して16地区の土地改良区・水利組合等において、用水路の改修や堰の修繕などを実施し、施設管理者による農業用水利施設の適正な管理が図られた。 令和6年9月の豪雨により被害を受けた4地区の農地・農業用施設の復旧を本補助金において支援をした。 農業用排水施設の機能保全を図り、施設管理者が施設を適正管理するため、引き続き、地元負担を軽減するため支援していく必要がある。 【②今後の取組方針:継続的な支援の実施】 耐用年数を超過する用排水路等が増加していることに伴い、改修要望も増加していることから、引き続き、小規模土地改良施設の適正な維持管理のため、施設整備に要する経費の支援に取り組んでいく。	
92	かんがい排水事業	V-10	農林業の生産力・販売力・地域力の向上		農業用水の合理的で安定的な確保	地域農業者	地域における用排水路の整備工事の実施	計画どおり	3,960	H5		【①昨年度の評価(成果や課題):用排水路の整備】 本市が管理している赤川ダムの堤体の防護シートが、経年劣化に伴い剥離したことから、堤体の劣化を防ぐために緊急的に修繕工事を実施した。 土地改良区域外からの雨水等の流入による溢水被害等を防止するため、引き続き、災害等による緊急を要する用排水路の修繕整備に対応できるようにしておく必要がある。 【②今後の取組方針:溢水被害等の防止】 土地改良区における溢水被害等を防止するため、災害等により土地改良区域外で用排水路が破損した際に、修繕などの対応ができるよう努めていく。	
93	農道舗装工事	V-10	農林業の生産力・販売力・地域力の向上		営農コストの削減及び輸送作業の効率化、地域内の交通安全	県営経営体育成基盤整備事業で整備された未舗装の農道	舗装工事の実施	計画どおり	110,944	S58		【①昨年度の評価(成果や課題):舗装工事の実施】 10路線において、舗装工事を実施し、営農コストの削減や輸送作業の効率化が図られた。 未舗装の農道についても優先度等を踏まえ、引き続き、計画的に舗装工事を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:計画的な整備】 県に対して予算確保に向けた要望を行いながら、引き続き、優先度等を踏まえ、計画的な舗装工事を実施していく。	
94	原材料支給	V-10	農林業の生産力・販売力・地域力の向上		用排水路等施設の改善	土地改良区及び農業従事者 (受益者2名以上)	用排水路等の補修用資材の支給	計画どおり	16,779	S45		【①昨年度の評価(成果や課題):農業用用排水路等施設の改善】 材料支給申請を優先順位をつけ、予算の範囲内で支給し、農業用用排水路等施設の改善が図られた。 農業用用排水路等施設の改善を図るため、引き続き、原材料支給を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:計画的かつ継続的な支援の実施】 耐用年数を超過する用排水路等が増加していることに伴い、支給要望も増加していることから、引き続き、支援に取り組んでいく。	
95	渇水対策事業	V-10	農林業の生産力・販売力・地域力の向上		農業用水の合理的で安定的な確保	土地改良区	渇水対策実施時の周知及び農業者への支援	計画どおり	0	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):田川の農業用水の安定的な確保】 土地改良区から渇水の報告がなかったことから、事業の実績なしとなった。 渇水時に適切に対応できるよう、引き続き、土地改良区等が取り組む渇水対策の支援を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:渇水対策への支援】 今後、田川における渇水の状況等を注視しながら、土地改良区等に対して渇水情報の提供及び対策の働きかけを行っていくとともに、これまで行ってきた番水やポンプによる反復利用など渇水対策を呼び掛けるチラシの配布や、ポンプ借受けの仲介等の支援を継続して行っていく。	
96	農業用ため池減災事業(ハザードマップ)	V-10	農林業の生産力・販売力・地域力の向上		農村地域の防災力の向上	土地改良区	農業用ため池減災対策の実施	計画どおり	0	H30		【①昨年度の評価(成果や課題):統合版ハザードマップの周知】 令和6年度に公表した洪水ハザードマップや内水ハザードマップなどとの統合型ハザードマップと併せて、関係課と連携してオープンハウスやパネル展等を活用した周知啓発活動を実施した。 【②今後の取組方針:新規のハザードマップの作成】 当初、廃止を予定していたためハザードマップが未作成であった「茗荷沢ダム」において、受益者の意向により農業用ため池としての継続利用が決定したことに伴い、未作成であったハザードマップの作成を令和7年度に実施していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
97	農業用ため池防災事業 (実施計画策定業務)	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		農村地域の防災力の 向上	土地改良区	農業用ため池防災対策 の実施	計画 どおり	29,500	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):防災対策の実施】 ・市内の17箇所の防災重点農業用ため池のうち、令和4年度までに13箇所が継続利用、4箇所が原則廃止との方針を掲げていた。 ・13箇所については、防災対策工事が必要とされたため、令和5年度に5箇所、令和6年度に3箇所の実施計画策定を実施した。 ・引き続き、残り5箇所についても実施計画策定や防災工事などを計画的に推進していく必要がある。 ・廃止を予定していた4箇所のうち、茗荷沢ダム(上)・(下)の2箇所については、農業用ため池としての継続利用が決定したため、改めて対応を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:防災対策の計画的な実施と適正な管理の支援】 ・令和12年度までに防災工事を実施(着手)していくとともに、管理者が適正な管理が行えるよう、令和3年7月に開設された「とちぎため池サポートセンター」と連携を図りながら、防災減災対策に取り組んでいく。 ・令和7年度は、初網溜など3箇所の防災工事、栗谷沢ダムなど5箇所の実施計画策定、茗荷沢ダム(上)・(下)の劣化状況評価等調査を実施していく。	
98	水田大区画化等整備事業補助金	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		農地の大区画化・汎 用化等の基盤整備を 行い、農地中間管理 機構による担い手へ の農地集積や高収入 作物への転換を推進	農業従事者及び農 業法人等	畦畔除去による大区画に 要する経費の補助	計画 どおり	1,220	R6		【①昨年度の評価(成果や課題):農地の大区画化・汎用化等に向けた整備支援】 ・令和6年度より市単独による補助制度「水田大区画化等整備事業補助金」の運用を開始し、本市独自の補助制度において、2件(1.5ha)の効率性の高い農地の整備を支援した。 ・補助制度の更なる利活用推進に向け、大区画化が可能なほ場や耕作者に対し、効果的な周知方法を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:計画的かつ効果的な事業実施】 更なる市単独補助事業の活用促進と生産性の高い農地の整備に向け、ほ場整備が未着手の地域や隣接水田の高低差が10cm未満の水田が多い地域(主に南部)に対し、個別の補助事業の説明や説明会を開催するなど、集中的に周知を行うことで、本市水田の大区画化の推進に取り組んでいく。	
99	農林業祭開催事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		農業者と市民(消費 者)の交流を促進し、 農林業に対する理解 と関心を深める。	宇都宮市農林業祭 開催委員会	・農林業祭(イベント)の開 催経費の一部交付	計画 どおり	2,537	S37		【①昨年度の評価(成果や課題):イベントの更なる魅力向上】 ・事前周知においては、中央卸売市場でのチラシ配布、広報紙、SNS等の各種広報媒体でのイベント周知を行い、イベント内容においては、みやPASSや健康ポイント等の既存事業との連携やキッチンカーエリアの拡大など充実を図ることにより、多くの来場者数を確保することができた。 ・引き続き、生産者と消費者の農林業に対する理解と関心を深めるため、更なるイベントの魅力向上に向け、イベント内容を充実させていく必要がある。 【②今後の取組方針:事前周知・PRの強化、催事内容の充実】 引き続き、他のイベントと連携したPRやSNSを活用した情報発信の強化に取り組むとともに、来場者の満足度を高めるため、関係機関等と連携した出展ブースの充実に取り組んでいく。	
100	地域計画関連事業 (人・農地プラン事業)	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	戦略事業	担い手への農地利用 集積の推進	地域の中心となる経 営体	「地域計画」の策定、公表	計画 どおり	562	R5 (H24)		【①昨年度の評価(成果や課題):「地域計画」の策定】 ・各地区の農業委員を中心に20地区で延べ57回開催された地域会合の開催を支援すること で、地域既存の人・農地プランに「田畑の農地面積」や「農用地の効率的かつ総合的な利用に 関する目標等」を追記するとともに、農業者ごとに利用する農用地等を定め地図に反映させた 「目標地図」を加えた地域計画を令和7年3月に策定・公表することができた。 ・地域計画の策定・更新において、地域の多様な意見を踏まえるべきであるが、地域会合に出 席する農業者が少ないことから、今後も引き続き、地域の農業者はもとより、土地持ち非農家 世帯等の積極的な参加について、農業委員会や農地利用最適化推進委員とともに取り組んで いく必要がある。 ・また、地域の状況によっては、農業者の高齢化や後継者不足により、引き受け手のない農地 の増加が見込まれることから、農地や農村環境の維持に向けた取組の強化を図る必要があ る。 【②今後の取組方針:地域計画の更新】 ・「地域計画」の内容変更や、「目標地図」への新たな農地の追加、将来の担い手の変更などを 行う場合、原則として地域会合を開催する必要があることから、引き続き、地域会合の開催の 支援の取組を進めていく。 ・地域会合の開催にあたっては、より多くの農業者等が地域農業の課題を共有したうえで地域 計画を更新されるよう、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、農業者への丁寧な制 度説明や、土地持ち非農家世帯への参加の働きかけの強化等に取り組んでいく。 ・また、農業者の高齢化や後継者不足により、引き受け手のない農地の増加が見込まれる地 域については、農地の受け皿組織の強化に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
101	多面的機能支払交付金[農地維持・ 資源向上(共同)支払]	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	SDGs	・農地・水環境の保全 活動の推進	農業者, 地域住民等 により組織された活 動組織	水路法面の草刈や泥上 げ, 農業施設の補修な ど, 農地の持つ多面的機 能の維持・発揮に向けた 活動に要する経費の補助	計画 どおり	184,201	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):多面的機能支払交付金活動の支援】 ・令和6年度は, 計64の活動組織が農地・水環境の保全活動を支援することができた。 ・活動の維持拡大において, 交付金申請事務等が負担になることから, 事務作業を一括して行う広域協定活動組織を令和5年度に設立し, 令和6年度は64の活動組織のうち21の活動組織が広域協定に参加し, 事務負担軽減を図った。 ・令和6年度の新規活動組織の設立がなく, 農地の持つ多面的機能を維持・発揮させていくためには, 活動組織の活動のエリア拡大や新たな活動組織の立ち上げが必要である。 【②今後の取組方針:新規・事業拡大に向けた検討】 ・活動を実施していない地域について, JAなどの関係機関と連携し, 地域のキーパーソン等へのヒアリングを通じ, 地域の現状やニーズを把握するとともに, 非農家を含め地域の実情に応じた働きかけを行い, 新規活動組織の立上げや以前活動していた組織の掘り起しを図ること - で, 活動エリアの拡大につなげていく。 ・活動組織に広域活動組織のメリット等を丁寧に説明し, 活動組織の維持や新規活動組織の設立につなげていく。	
102	農業・農村ふれあい交流事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		農業・農村地域の活 性化と交流人口の拡 大	農業・農村ふれあい 交流事業を実施する 市内の地域農業者 等で構成される団体	農業者(生産者)と都市住 民(消費者)との交流を促 進するため各地区の「む らづくり推進協議会」が開 催するイベント等の活動 を支援	計画 どおり	0	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):都市と農村の交流促進】 ・農とのふれあい交流事業は, 地域の活性化や都市と農村の多様な交流を推進するうえで有効な機会であり, 引き続き本市の農資源を活用した交流事業を実施する地域団体等を支援する必要がある。 ・しかしながら, 補助実績はなかったことから, 交付先の団体による体験事業の参加者数や, これまで助成した団体の体験事業の継続状況を把握した上で, 事業効果の検証を行う必要がある。 【②今後の取組方針:団体等への継続的な支援】 今後は, 市外からの観光客や市民を含む都市住民に対し, 農作業や収穫などを体験してもらうことで, 都市と農村の交流や農村地域の活性化が図られることから, 引き続き, 補助事業の利用促進に向けた周知の強化に取り組むとともに, 交流事業参加者等の継続状況の把握や補助金による効果検証を行いながら, 必要性に応じて内容の見直しについて検討していく。	
103	宇都宮さつき&花フェア開催事業 (交付金)	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上		市花のPR・花き・花木 の普及定着と生産振 興	宇都宮さつき&花 フェア実行委員会	宇都宮さつき&花フェア の開催に係る費用の一部 を交付	計画 どおり	2,520	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):知名度向上と誘客促進】 ・会場設営費における人件費高騰の影響を踏まえ, さつきの展示を屋内にまとめるなど一部変更し, 前年度と同規模のフェアを開催した。 ・引き続き, 関係団体と連携しながら, より多くの人々に楽しんでもらえるような開催内容の充実につながる支援に取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針:実行委員会への継続的な支援】 関係団体と連携を図りながら, 市の花「さつき」の理解促進を図るため, 「宇都宮さつき&花フェア実行委員会」を支援していく。	
104	林野保護対策事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	SDGs	普及啓発による山林 火災の防止	森林公園周辺の古 賀志山などへの登山 者や一般市民など	林野パトロール	計画 どおり	88	S40		【①昨年度の評価(成果や課題):林野火災の予防】 ・随時のパトロールを実施し, 山林火災の防止に努めた。また, 消防局のイベントにおいて, 啓発物品を配付し, 山火事予防の周知啓発を図った。 ・甚大な被害をもたらす山火事の予防に向け, 注意喚起を継続して実施する必要がある。 【②今後の取組方針:さらなる注意喚起】 引き続き, 関係機関と連携したパトロールや啓発物品の配付などによる注意喚起に取り組みながら, 山林火災の防止に努めていく。	
105	森林整備計画推進事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	SDGs	計画に基づく森林の 適正管理	地域森林計画対象 民有林(7, 503ha)	・ 森林伐採に係る指導・ 助言 ・ 森林経営計画審査 ・ 林地開発許可業務	計画 どおり	0	H10		【①昨年度の評価(成果や課題):適正な管理の推進】 ・森林の適正な保全を図るため, 林地開発事業者に対し, 森林法や関係法令に基づく適切な助言・指導を実施した。 ・一方で, 無届で伐採してしまうケースも散見されることから, 届出が必要であることを周知する必要がある。 【②今後の取組方針:適正な管理の継続】 森林法に基づく届出等の必要性を林地開発事業者や森林所有者に対し, 市ホームページや広報紙などを活用し周知を図っていく。	
106	有害鳥獣対策事業	V－10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	SDGs	有害鳥獣の捕獲や防 除による農林水産業 等への被害軽減	個人, 団体, 捕獲許 可者	・捕獲, 防除に係る 経費の一部補助 ・イノシン捕獲者に 対する報奨金の交付 ・猟友会による被害 対策 ・捕獲機材の貸出や 研修等の実施	計画 どおり	29,600	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):関係団体等と連携した被害防止対策の推進, 捕獲従事者の高齢化への対応】 ・イノシン・シカについては猟友会による組織的な対策により被害防止対策を実施するとともに, ハクビシン等の中型獣については, わなの無償貸出や個体処分支援事業を通じて負担軽減を図り, 市全域での捕獲推進に取り組んだ。 ・また, 捕獲活動の省力化が図れるICT機器(遠隔わな作動装置・通信機能付監視カメラ)の無償貸出を新たに実施した。 ・高齢化する捕獲従事者の負担軽減に向け, ICT機器の活用に対する理解促進を図るとともに, 新たな担い手の確保などに取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:効率的・効果的な被害対策の実施】 猟友会と連携し, 捕獲従事者に対し様々な機会を捉えてICT機器の活用による負担軽減効果等の事例を紹介することにより, 更なる活用促進を図っていく。新たな担い手の確保に向け, 農家や市民向け講習会等の機会を捉えて, わな猟の効果や実施に向けた説明, 捕獲に関する支援制度等について, 周知を図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
107	とちぎの元気な森づくり県民税事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	SDGs	里山林の整備による 地域の活性化や安全・安心の確保	市民	雑草木の刈り払い、間伐等	計画 どおり	175	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):地域団体による里山林整備の実施】 「とちぎの元気な森づくり交付金」を活用して地域団体が自ら里山林の整備や通しの悪い通学路における山林の刈払等を実施し、里山林の継続的な管理や通学路の安全確保が図られた。 【②今後の取組方針:活用促進に向けた制度周知】 本事業は、地域住民の共助による里山林整備を支援する有効な手段であることから、市民や地域団体による里山林整備の更なる推進のため、市ホームページを活用し、制度に関する周知を行い、活用促進を図っていく。	
108	民有林整備事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	SDGs	民有林の森林施業を 推進するための支援	林業事業者	・下刈り、間伐、植栽などの 整備に対する支援 ・森林組合等の経営基盤 強化のための支援	計画 どおり	13,573	S54		【①昨年度の評価(成果や課題):民有林整備の推進、施業量増に向けた支援の検討】 ・林業事業者が自ら管理する民有林の整備に対して補助金により支援を行ったことで適正な森林整備につながった。 ・また、林業事業者の経営基盤強化を図るため、高性能林業機械のリース・レンタルに要する経費や作業員の林業資格取得に要する経費の補助など、市独自の補助制度を創設し支援を行った。 【②今後の取組方針:民有林整備の施業量の拡大】 今後、宇都宮市森林整備計画に基づく「森林経営管理制度」を推進していく中で、森林所有者から林業事業者への管理の移管による施業量の増加が想定されるため、引き続き、市補助制度により、林業事業者の経営基盤強化を支援していく。	
109	市有林整備事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	SDGs	市が所有・管理する森林の 適正な維持管理による公益的機能の 維持増進	市有林	下刈、間伐、植栽など 森林の整備	計画 どおり	26,543	S44		【①昨年度の評価(成果や課題):施業計画の策定、計画に基づく適正な森林整備の実施】 ・市有林の公益的機能の維持増進を図るため、「市有林の更新等に関する実施計画」(5か年計画)に基づき、森林整備を実施した。 ・計画に基づく市有林の整備にあたっては、財源の確保を図りながら進めていく必要がある。 【②今後の取組方針:計画的な施業の実施】 市有林の整備にあたっては、国県補助を最大限活用し、計画に基づき適切な市有林施業を進めていく。	
110	林道整備事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	SDGs	林業経営の基盤となる 林道の適正な管理	市有林道 宇都宮市森林組合	・林道の維持補修 ・林道・作業道の路面整備・ 改修に対する補助	計画 どおり	23,064	S45		【①昨年度の評価(成果や課題):適切な林道の改修等、組合林道整備支援の活用】 ・市の管理林道については、定期的な見回り等により補修が必要となる箇所を早期に把握し、対応が必要な1路線の補修を着実に実施した。 ・また、森林組合の管理林道については、近年の集中豪雨等に伴い損壊箇所が増加しており、県補助事業だけでは改修が追いつかない状況にあることから、改修を加速化させるために市独自の補助制度により、2路線の改修を実施した。 ・森林組合の管理林道については、適正な施業ができるように、引き続き、改修を進める必要がある。 【②今後の取組方針:組合林道改修の加速化】 市の管理林道については、引き続き、適正に管理していくとともに、森林組合の管理林道については、伐採等の施業の時期に合わせて、早急に改修を進めていく。	
111	林地台帳整備事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	SDGs	林地台帳を活用した 効果的な森林情報の 活用や提供	市 森林所有者 宇都宮市森林組合	林地台帳の運用	計画 どおり	1,282	H30		【①昨年度の評価(成果や課題):森林整備事業における効果的な活用、県共通システムの有効活用】 県が構築した県内共通の林地台帳システムを活用することにより、県・市町・林業事業者で最新の情報を共有でき、森林経営管理制度の円滑な運用や窓口での対応の迅速化が図れた。 【②今後の取組方針:台帳システムな効果的な活用】 引き続き、共通台帳システムを活用しながら、森林経営管理制度の円滑な運用や窓口での迅速な対応に努めていく。	
112	森林・山村多面的機能発揮対策事業	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	SDGs	森林の適切な管理への 支援による多面的 機能の発揮	地域自治会、NPO 法人、森林組合等	・ 雑草木の刈り払い、 間伐、植栽 等 ・ 竹・雑草木の伐採 等 への補助	計画 どおり	129	H25		【①昨年度の評価(成果や課題):森林保全活動の実施】 地域の森づくり団体(1団体)が、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」を活用し森林保全活動に取り組むことで本市の里山林整備につながった。 【②今後の取組方針:活用促進に向けた制度周知】 本事業は、地域住民の共助による里山林整備を支援する有効な手段であることから、市民や地域団体による里山林整備の更なる推進のため、市ホームページを活用し、制度に関する周知を行い、活用促進を図っていく。	
113	森林経営管理事業 (森林環境譲与税活用事業)	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	SDGs	森林環境譲与税を活用した 民有林の適正管理及び林業経営の 効率化の推進	森林所有者、市森林 組合等森林経営の 担い手、市	森林経営管理法に基づく 森林経営管理制度の運用 ・管理の行き届いていない 境界の不明瞭な森林の 整備を促進するため、 森林所有者の協力を得て 境界を確認する事業を実施	計画 どおり	26,546	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):森林の境界確認の実施、境界確認ができた森林の整備】 ・管理の行き届いていない森林を市が仲介役となり森林組合等に橋渡しする森林経営管理制度の推進にあたり、境界不明の森林が事業進展の支障になっていることから、森林所有者の協力を得て境界を明確化する取組を実施した。 ・境界の確認ができた森林について、森林経営管理制度を活用した森林整備を推進する必要がある。 【②今後の取組方針:林業事業者と連携した森林整備の推進】 境界の確認ができた森林について、現況調査を実施し、森林所有者の同意を得て、市が森林の経営管理を引き受けた上で、林業事業者へ経営管理の橋渡しを行い、森林の適正管理に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
114	林業次世代人材育成確保事業 (森林環境譲与税活用事業)	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	SDGs	森林環境譲与税(森林環境基金)を活用し、将来の担い手となる学生への林業の職業としての魅力の発信	市内高校生・大学生	林業を体験等してもらうプログラムの実施	計画 どおり	746	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):人材の育成確保】 ・森林整備を担う人材の育成・確保に向けて、県が実施する高校生林業トライアル研修の無償化支援や大学生を対象とした林業現場見学ツアーを実施した。 【②今後の取組方針:新たな機会創出】 ・林業に対する興味関心を高め、市内林業への雇用につながるような林業に触れる新たな機会を創出し実施していく。	
115	森林・木材利用普及啓発事業 (森林環境譲与税活用事業)	V-10	農林業の生産力・販売力・ 地域力の向上	SDGs	森林環境譲与税(森林環境基金)を活用した森林の有する公的機能の普及啓発や木材の利用促進	市民、市	木製品の配付やイベントにおける木工体験、公共施設の木材を利用した整備などを通じた森林の持つ公益的機能に関する普及啓発普及や木材の利用促進を実施	計画 どおり	17,178	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):森林の持つ公益的機能の普及啓発、木材の利用促進の実施】 ・「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を推進する取組の一つとして、幅広い世代の方に木の香りやぬくもりを感じ木の良さを知ってもらう「木育」の機会を創出するため、市内約170の保育施設等へ木製ライトラインなどを配付した。 ・飛山城史跡公園の木橋整備を通じて、森林環境譲与税を活用した木材の利用促進を図った。 ・森林の持つ公益的機能の普及啓発や木材の利用促進への更なる市民意識の醸成のためには、多くの市民に木の良さを知っていただく機会の創出に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:森林の持つ公益的機能や木材の利活用の更なる普及啓発】 ・更なる「木育」の機会を創出するため、「はじめて木ZZ」事業として、1歳6カ月児健診の際に木製パズル等を、「げんきに木ZZ」事業として小学校入学式の際に森林すごろく等を配付していく。 ・木材の利用を促進させるため、多くの市民に木材の魅力を感じてもらえるように、公共施設の整備や改修の時期を捉え、関係課と連携しながら活用に取り組んでいく。	拡大
116	SDGs未来都市の推進 (宇都宮市SDGs人づくりプラットフォームの運営)	V-11	環境配慮行動の推進	SDGs	SDGsに対する宇都宮市全体での理解促進と市民・事業者のパートナーシップの基盤強化	・市民 ・事業者	「SDGs人づくりプラットフォーム」を通じた普及啓発	計画 どおり	1,611	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):市民・事業者のSDGsに対する実践促進】 ・SDGs達成に向けた取組を促進するため、出前講座やHPの情報発信を実施するとともに、事業者の連携を支援するため会員交流会の実施やマッチングページを新たに公開するなど、市民・事業者へSDGsの実践促進を図った。 ・また、SDGsの認知度向上を図る「SDGs人づくりプラットフォーム」の事業実施に当たっては、交付金を活用することで、行政をはじめ、地域の企業、NPO、教育機関などが主体的・効果的に連携しながら取組を実施することができた。 ・市政世論調査においては、「SDGsを知っている(「言葉だけ知っている」含む)」と回答した市民が、前回調査(R5)83.4%から86.8%に上昇し、高い水準で推移している一方で、「SDGsを実践している」市民の割合は3割程度(33.2%)であることから、より一層の実践促進が必要である。 【②今後の取組方針:効果的な周知啓発と更なる実践行動の促進】 ・引き続き、一人ひとりがSDGsを自分事として捉えられるよう、理解促進に向けた周知・啓発を行うとともに、市民・事業者のSDGsを「知る」ステップから「実践する」ステップへの移行を更に促進するため、プラットフォーム会員等と連携し、市民も含めた「共創」を促す取組を拡充するとともに、交付金も活用しながら取組を実施していく。	
117	もったいない運動の推進	V-11	環境配慮行動の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	すべての市民・事業者が「ひと・もの・まち」を大切にする「もったいないのこころ」をもった日常生活・事業活動の主体的な実践	・市民 ・事業者 ・行政(宇都宮市)	「もったいない運動市民会議」を中心とした普及啓発の展開	計画 どおり	6,211	H17	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):実践者の拡大に向けた効果的な取組の実施】 ・宇都宮市もったいない運動市民会議と連携を図りながら、各世代に応じた効果的な広報媒体を活用し、様々な機会を通して普及・啓発事業を実施するとともに、実践促進のため、「ひと部会」・「もの部会」・「まち部会」の事業の見直しを行い、実践者の拡大を図った。 ・また、もったいない運動の普及・啓発を図る「もったいない運動市民会議」の事業実施に当たっては、交付金を活用することで、行政をはじめ、地域の企業、NPO、教育機関など多様な機関が主体的・効果的に連携しながら取組を実施することができた。 ・市政世論調査において、もったいない運動の認知度は前回調査(R5)58.0%から44.2%に減少し、さらに実践している市民の割合は3割に満たない(27.7%)ことから、引き続き、実践率の目標値6割に向けて、より一層の実践促進が必要である。 【②今後の取組方針:認知度向上、実践促進に向けた効果的な取組の実施】 ・「もったいない運動」の実践者を拡大するため、市民会議委員が主体となり、「もったいないフェア」や巡回展を中心に周知・啓発を実施するとともに、体験型の企画を実施するなど、引き続き交付金を活用しながら、実践促進を図る。	
118	環境マネジメントの推進	V-11	環境配慮行動の推進	戦略事業	市民・事業者の率先垂範となるよう、市の行政活動における環境配慮行動を推進	すべての市有施設	「宇都宮市役所環境マネジメントシステム(もったいないEMS)」に基づく庁内環境配慮行動の推進及び監査	計画 どおり	268	H30		【①昨年度の評価(成果や課題):もったいないEMSの適正・効果的な運用】 ・もったいないEMS等により、節電など職員の環境配慮行動等を推進し、令和5年度の行政活動から生じる温室効果ガス排出量を基準年度(H25)に比べて30.6%削減するとともに、エネルギー使用量やレスペーパー化などの各管理項目において、もったいないEMSを適正に運用していることが、監査により確認された。 ・行政活動から生じる温室効果ガス排出量については、令和12年度までに基準年度(H25)に比べて75%削減することを目標としている中、令和5年度までの排出量推移では、目標達成が難しいことから、環境配慮行動の取組をより一層強化・徹底していく必要がある。 【②今後の取組方針:目標達成に向けたもったいないEMSの適正な運用】 ・「宇都宮市役所カーボンニュートラル実行計画」の目標や省エネ法の努力目標の達成に向け、職員による環境配慮行動等をより一層推進し、エネルギー使用量の削減や環境法令の遵守徹底等を図るとともに、新しい管理システム(LAPPS)の円滑な導入を図りながら、引き続き、もったいないEMSの適正な運用に取り組む。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
119	みやエコ推進事業	V－11	環境配慮行動の推進	戦略事業	・環境マネジメントシステムによる学校・事業所における市独自の環境配慮行動の普及・促進 ・環境を大切にする「もったいない宮っ子」の育成	・事業者 ・幼稚園・保育園・認定こども園 ・小中学校	・事業者・小中学校の計画的な環境配慮行動の実践に対し、それぞれ「ECOうつのみや21」、「みやエコスクール」に認定 ・環境保全に親しむ活動が良好な幼稚園等を「みやエコ園」に認定	計画 どおり	205	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):各主体による環境配慮行動の促進】 ・幼稚園等については、「みやエコ園」の認定を実施し、園の積極的な活動を支援する「みやエコおてつだい」を実施することで、幼少期から環境について学ぶ機会を提供した。 ・小中学校については、「みやエコスクール」の認定を実施し、「みやエコっ子通信」により、環境配慮行動の積極的な実践例を紹介するなど、認定校の取組の促進を図った。 ・事業者については、「ECOうつのみや21」認定事業者のうち、更新が必要な事業者に対し更新認定を行っており、より一層の拡大に向けて効果的な取組を実施する必要がある。 【②今後の取組方針:各主体による活動の促進】 ・「ECOうつのみや21」については、商工会議所と連携しながら、広報紙や機関紙等を活用した情報発信を行い、認定事業者の拡大を図る。 ・幼稚園等・小中学校については、未認定の園や学校への積極的な働きかけのほか、幼稚園等に対する「みやエコおてつだい」や小中学校に対する「みやエコっ子通信」等により活動促進を図る。	
120	エコアクション推進事業	V－11	環境配慮行動の推進	好循環P 戦略事業	環境配慮行動の促進に向けたポイント事業の推進	・市民	・環境配慮行動のインセンティブとなる効果的で利便性の高いポイント制度を実施	計画 どおり	6,045	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):市民の行動変容に向けた事業の本格実施】 ・市民一人ひとりの環境問題への関心を高め、環境配慮行動の実践を促すため、環境にやさしい行動に対してポイントを付与する「みやエコ・アクション・ポイント事業」を本格実施し、キャンペーンなどにより登録者を増やし、市民の行動変容を促した。 ・「地球温暖化対策実行計画」の目標値の達成に向けて、多くの市民の行動変容を図っていくため、登録者数の増加や協力店の拡充等の方策を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:より多くの市民の行動変容に向けた登録者の拡大】 ・より多くの市民の行動変容に向けて、様々な媒体による周知や協力店の拡充により、登録者の拡大を図り、効果的な事業の実施を図る。	
121	環境学習の推進	V－11	環境配慮行動の推進	戦略事業	環境問題に対する意識啓発と環境を大切にする人づくり	・市民 ・事業者	・環境学習センターを拠点とした人材育成 ・環境学習講座の開催	計画 どおり	31,936	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):センター利用者の拡大】 ・環境学習センターの利用者は、施設見学や講座の開催のほか、5年ぶりの「エコまつり」開催などにより、前年度を上回り、環境学習の機会を創出することができた。 【②今後の取組方針:環境学習講座など機会の創出】 ・環境学習講座や施設見学の実施など、環境学習の拠点として円滑なセンター運営を行うとともに、カーボンニュートラルなど本市が推進する施策を踏まえた講座の充実を図る。	
122	みやの環境創造提案・実践事業の推進	V－11	環境配慮行動の推進	戦略事業	環境活動を担う人材の育成	市内の環境課題の解決に取り組む学生団体(高校生、専門学校生、大学生)	学生団体の実践活動に係る費用の一部を助成	計画 どおり	400	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):団体活動の円滑な実施・周知】 ・交付決定された団体への助言・支援等を行ったほか、学生団体の活動成果を市ホームページ、パネル等で周知を行った。 ・本事業に応募する団体が少ない傾向にあり、参画団体の確保や活動成果の活用など、効果的に事業を推進する必要がある。 【②今後の取組方針:新たな実践団体の参画促進、活動成果の有効活用】 ・環境活動を担う人材育成のため、市内の高等学校等や関係機関などへ、事業の趣旨や学生団体の活動等について、様々な機会を捉えて積極的に周知するなど、更なる事業への参画を促進していく。	
123	「みやCO2バイバイプロジェクト」の推進	V－11	環境配慮行動の推進		市民や事業者における環境行動の機会の創出	・市民(太陽光発電システム設置世帯) ・カーボンオフセット等の環境行動を実践する事業者	・市民の住宅用太陽光発電システム設置により生み出したCO2削減量(環境価値)のクレジット化 ・市内事業者等へのクレジット売却または市有施設におけるクレジット活用 ※売却益は環境創造基金に積み立て、「みやの環境創造提案・実践事業」で活用	計画 どおり	148 (歳入18)	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):クレジットの地産地消の促進】 ・市内で生み出した環境価値を地産地消できるよう最終需要家を市内事業者に限定することや、クレジットを市有施設のカーボンオフセットに活用することにより、クレジットの地産地消の推進を図った。 ・創出したクレジットの売却先、環境価値を市に寄付する市民又は事業者の更なる増加が必要である。 【②今後の取組方針:プロジェクト参画者(市民・事業者)の増加】 ・市民・事業者の積極的な参画を促すため、引き続き、広報紙・市ホームページ・イベント等を活用して広く周知・啓発を行うほか、家庭向け脱炭素化促進補助金申請者やイベント参加事業者等に対し、直接、参画を依頼する。 ・また、創出したクレジットの購入を促進するため、市主催のイベント等での購入依頼や市内企業への周知を実施する。	
124	地域内交通エネルギーマネジメントシステム推進事業	V－11	脱炭素化の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	地域内交通における電動車両の導入を促進するため、エネルギーマネジメントシステムを構築する。	・地域内交通を運行している交通事業者	・地域内交通を運行する交通事業者が電動自動車を導入しやすい環境を整備するため、地域内交通を円滑に運行できるエネルギーマネジメントシステムを構築する。	計画 どおり	26,499	R6		【①昨年度の評価(成果や課題):エネルギーマネジメントシステムの構築と実証運行の実施】 ・既存の予約配車システムの実績データなどを基にエネルギーマネジメントシステムを構築し、地域内交通の全車両を電動化した際に必要となる電動車両数や充電インフラシミュレーションを実施した。 ・シミュレーション結果を基に国本地区、富屋地区において実証運行を実施し、安定運用が可能であることを確認した。 【②今後の取組方針:バッテリー長寿命化に向けた運行形態の確立】 ・令和6年度の実証運行データを踏まえ、より効率的な充電計画を作成するためのエネルギーマネジメントシステムの精緻化を実施していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
125	公共交通脱炭素化普及促進事業費補助金	V-11	脱炭素化の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	ゼロカーボンムーブの実現	・電気自動車等を導入する交通事業者	電気自動車等の購入費等に対する補助	計画どおり	81,133	R5	先駆的 トップクラス	【①昨年度の評価(成果や課題):電気バス、電気タクシーの導入促進】 ・令和5年度に運用開始した全国トップクラスの補助率の補助制度を活用し、バス・タクシー事業者に対して補助制度の周知を行い、バス・タクシー事業に導入する電気バス5台と電気タクシー3台に対して助成した。 【②今後の取組方針:電気タクシーの導入促進】 ・市内の路線バス事業者が計画している電気バス導入に対して支援するとともに、タクシー協議会を通じて、補助制度の周知・啓発に取り組む。	
126	自立分散型の再生可能エネルギー等の普及促進 (家庭向け脱炭素化促進補助事業)	V-11	脱炭素化の推進	SDGs	家庭からの温室効果ガス排出量の削減	市内の自ら居住する住宅にZEH、太陽光発電設備、定置型蓄電池、燃料電池(エネファーム)、給電性能を備えたBEVを設置した者、又は市内の当該設備付の建売住宅を購入した者	太陽光発電設備等の導入に係る設置費の一部を補助	計画どおり	188,510	H28 (太陽光への補助はH15)	トップクラス	【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度の拡充による助成件数の拡大】 ・令和6年度から既築住宅への太陽光発電設備導入に対する補助額の加算を開始したほか、令和5年度分から申請可能期間を事業完了日から1年間としたことにより、令和6年度の合計補助件数は増加【R5:1,069件⇒R6:1,456件】しており、自立分散型エネルギーの普及促進につながった。 ・引き続き、2050年度のカーボンニュートラルの実現に向けては、特に既存住宅への太陽光発電設備の導入をより一層促進する必要がある。 【②今後の取組方針:再生可能エネルギー等のさらなる導入拡大】 ・引き続き、既築住宅への補助額加算等を行うほか、令和7年度からLCCM住宅を補助対象として追加し、再生可能エネルギー等の更なる普及を図る。 ・補助制度の利用促進を図るため、広報紙やホームページ、SNSの活用のほか、補助制度についてのリーフレットを作成し、ハウスメーカーや自動車販売店等と連携した周知・啓発により一層取り組むとともに、電子申請システムの活用等、申請に係る負担の軽減を図り、太陽光発電設備等の導入を促進する。	拡大
127	自立分散型の再生可能エネルギー等の普及促進 (事業者向け脱炭素化促進補助事業)	V-11	脱炭素化の推進		事業者における省エネに対する理解の促進と意識の醸成、事業者における脱炭素化の推進	中小事業者	中小企業向け温室効果ガス排出削減目標(SBT)認定に係る申請費用及び給電性能を備えたBEV・BEMSの導入費用に対し、補助を実施	計画どおり	24,319	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):中小企業におけるエネルギー対策の促進支援】 ・中小企業向けSBT認定取得に係る申請費用に対する補助件数は、昨年度より増加【R5:14件⇒R6:29件】したほか、令和6年度から、給電性能を備えたBEV等に係る設備導入補助を実施し、事業者におけるエネルギー対策の促進を図った。 ・今後、SBT認定取得企業の拡大及び取得した企業における脱炭素の取組の更なる推進等を図り、事業者における脱炭素の取組を市全体に波及させる必要がある。 【②今後の取組方針:主体的・継続的な実践行動、補助制度利用の促進】 ・中小企業の脱炭素経営の普及促進に向け、SBT認定支援補助事業や設備導入補助事業について県や商工会議所などの関係機関と連携し広く情報発信を行うほか、好事例の紹介を行い助成件数の拡充を図る。	
128	自立分散型の再生可能エネルギー等の普及促進 (市有施設における太陽光発電設備等の導入の推進)	V-11	脱炭素化の推進	SDGs 戦略事業	市有施設における脱炭素化の推進	市有施設	市有施設への省エネ設備、再生可能エネルギー等の導入	計画どおり	12,502	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):市有施設の脱炭素化に向けた取組の推進】 ・市有施設へのLED照明の導入を進めるとともに、今後のLED照明と太陽光発電設備等の導入に係る調査を実施したほか、引き続き、宇都宮ライトパワー株式会社からの電力供給により、地産地消の推進を図った。(電力供給施設数【R6:305件】) ・「宇都宮市カーボンニュートラル実行計画」の目標達成に向け、市有施設へのLED照明の導入や太陽光発電設備の導入、二酸化炭素を排出しないCO2フリー電力への電力切替に係る効率的な手法等について具体的に検討する必要がある。 【②今後の取組方針:効果的な取組の検討と実行計画に基づく推進】 ・市有施設における照明LED化や太陽光発電設備等の導入に係る調査結果を踏まえ、対象施設の選定や導入手法等を検討するほか、宇都宮ライトパワー株式会社と連携したCO2フリー電力への電力切替に向けた調整を行うなど、実行計画に基づく取組を着実に推進していく。	拡大
129	ライトライン沿線の脱炭素化促進事業	V-11	脱炭素化の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	ライトライン沿線における脱炭素化の推進	・市民 ・事業者 ・行政	ライトライン沿線の「脱炭素先行地域づくり事業」における太陽光発電設備等の導入や公共交通の脱炭素化	計画どおり	331,938	H28	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):脱炭素先行地域づくり事業実施に向けた取組の検討・実施】 ・脱炭素先行地域づくり事業における共同提案者等と協議・調整を行い、一般家庭への太陽光発電設備・蓄電池の導入や、民間施設における省エネ・再エネ設備の導入のほか、宇都宮ライトパワー株式会社のPPAサービスを活用し、「ゼロカーボンスクール」の拡大に取り組むなど、市民、事業者、行政それぞれに対して脱炭素化に向けた各取組を推進した。 ・「うつのみやゼロカーボン推進協議会」において、各事業の取組の進捗状況の確認やエネルギーマネジメントの方向性の調整を行い、エネルギーマネジメント連携の将来イメージを共有した。 ・市有・民間施設のほか一般家庭において、さらなる太陽光発電設備導入を推進するとともに、その導入効果等について周知・啓発を行うほか、より効率的なエネルギー利用に向けた方策を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:計画的な取組の推進と取組間の連携の検討】 ・引き続き、共同提案者等と協議・調整を行いながら、各取組を計画的に進めることとし、一般家庭については、これまで以上に対象世帯への設備導入を促進するため、様々な手法を用いて目標達成に向け着実に進めていく。 ・「うつのみやゼロカーボン推進協議会」において、脱炭素先行地域内の市有施設やライトライン、電気バスなどの使用電力量と発電量のバランスにおいて、ロスが生じないよう運用効率を最適化するための各エネルギーマネジメントシステムについて、将来的な連携イメージを共有しながら構築に向けて検討していく。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
130	太陽光発電施設の設置・運営等の適正化推進	V-11	脱炭素化の推進		・事業者による太陽光発電施設設置・運営の適正化を推進する。 ・太陽光発電施設導入促進と地域の自然・生活環境との調和を図る。	・市民 ・事業者	・県指導指針等に基づく事業者への説明 ・事業概要書の受付 ・安全パトロールの実施(県と共同) ・市民からの相談受付 ・太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定	計画 どおり	0	H30		【①昨年度の評価(成果や課題):事業者による太陽光発電施設設置・運営の適正化推進】 ・事業者に対し、県指導指針等に基づく配慮事項等の説明や、関係法令等に基づく手続き等の説明を行うとともに、事業者から提出された事業概要書の受付、市民からの苦情・相談受付を行い、事業者による太陽光発電施設設置・運営の適正化を推進した。 ・太陽光発電施設の導入が促進される中、本市の豊かな自然環境や景観等を保全し、市民の安全で安心な生活環境を確保するため、地域住民への事前説明や保全すべき区域の設定、許可制の導入など太陽光発電施設の適正な設置・運営等について必要な事項を定めた「宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例」を制定した。 ・令和7年7月1日に市の条例が施行になることから、条例に基づく許可・届出制の円滑な導入を図ることが必要である。 【②今後の取組方針:条例に基づく許可・届出制の円滑な導入】 ・条例施行に向け、事業周知のチラシや手引書の配布、市ホームページへの掲示などにより、効果的に周知していく。 ・引き続き、関係法令を所管する関係課や県と連携しながら、適正な発電事業が実施されるよう、安全パトロールや事業者に対する指導及び助言等を行っていく。	拡大
131	清掃事業協力者表彰事業	V-11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進		感謝状の贈呈を通じて地域における環境美化活動等を奨励し、環境美化及びごみの減量・資源化を推進する。	・地域の美化及びリサイクルの推進に貢献している個人又は団体	・感謝状の贈呈 ・表彰事業の周知(市ホームページ及びリサイクル推進員の情報紙への掲載)	計画 どおり	21	S50		【①昨年度の評価(成果や課題):地域における環境美化活動等の促進】 ・推薦母体の地域に対し、表彰対象者について、より丁寧に周知を行い、被表彰者の掘り起こしに努めた。 ・感謝状贈呈式を通じて市民や団体による環境美化活動等の促進に向けた意識啓発を図るとともに、表彰式内でのスライドショーの放映や、リサイクル推進員に向けた情報紙「みやくるりん」への記事掲載など、表彰者のモチベーションの向上や好事例の取組拡大を図った。 ・環境美化活動等をより一層市全域に広げ、継続的に活動する個人や団体を確保する必要がある。 【②今後の取組方針:表彰事業を通じた意識醸成・活動の充実】 ・引き続き、清掃美化活動等に参加するきっかけづくりや、各活動の横展開の実現に向け、地域へ表彰対象者の掘り起こしの働きかけを行うとともに、表彰事例を広く周知し、市民の意識醸成や各活動の充実を図る。	
132	学校給食残渣資源化事業(モデル校における実証実験)	V-11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進		学校給食残渣の資源化に係る実証実験を行うとともに、実証実験で得られた効果・課題等を踏まえ、本市の事業系ごみの減量・資源化を推進する。	・市内の小中学校(モデル校8校)	・食べ残し・調理くずなどの学校給食残渣の資源化(たい肥化) ・本市に適した資源化手法の確立、事業スキームの構築	計画 どおり	2,641	R6		【①昨年度の評価(成果や課題):関係課等と連携した実証実験の実施】 ・学校から資源化施設までの収集運搬方法や資源化施設における資源化(たい肥化)等に関する検証を行うため、資源化事業者、収集事業者、モデル校、教育委員会と連携を図りながら、令和6年度から2か年の実証実験を開始した。 【②今後の取組方針:実証実験の継続、実証実験を踏まえた事業スキームの構築】 ・引き続き、資源化事業者、収集事業者、モデル校、教育委員会と連携を図りながら実証実験を行う。 ・実証実験の結果を踏まえ、課題の把握と対応策の検討、費用対効果の検証を行い、教育委員会と連携しながら、本市に適した効果的・効率的な事業スキームを構築する。	
133	ごみのないきれいなまちづくり事業	V-11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進		市民等と協働したきれいなまちの実現	・市民 ・来訪者	・啓発のための路面標示設置 ・広報紙や自治会回覧、リーフレットなどによる周知、啓発 ・きれいなまち条例に基づく指導・警告	計画 どおり	622	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):巡回指導や周知啓発による市民理解の促進】 ・ごみのないきれいなまちづくりを推進するため、広報紙や自治会回覧などを行い、より多くの市民等に対して周知・啓発を行った。 ・特に、中心市街地の「美化推進重点地区」においては、指導員による巡回指導や外国人も含めた来訪者へのリーフレットの配付、更には、オリオン通り周辺においては、庁内関係課や商店街組合等と連携し、新たに路面標示を設置するほか、深夜パトロールを実施するなど、環境美化の意識啓発やポイ捨て防止に努めた。 【②今後の取組方針:より効果的・効率的な周知啓発の推進】 ・引き続き、これまでの取組を実施するとともに、来訪者が増加しているオリオン通り周辺においては、指導員による夜間巡回や合同パトロール等の強化・拡充を図る。	
134	不法投棄未然防止事業	V-11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進		不法投棄の未然防止及び早期発見	・不法投棄多発地点を中心とした市内全域 ・各地区のまちづくり組織部会	・不法投棄監視活動の支援 ・監視パトロール ・監視カメラ設置	計画 どおり	6,744		・H15 ・H11 ・H14	【①昨年度の評価(成果や課題):不法投棄の未然防止、迅速な対応】 ・自治会やボランティア団体等が実施する不法投棄監視や清掃活動に対して、ごみ袋や軍手など物品の提供や、集めたごみの回収などの支援を行った。 ・市内全域を対象とした、夜間の監視パトロールや、人目のつかない場所への監視カメラの設置などにより、不法投棄の未然防止を図るとともに、市民等から通報を受けた際には、不法投棄物の調査や回収等を行うなど、迅速な対応に努めた。 【②今後の取組方針:効果的な不法投棄監視活動の実施】 ・引き続き、地域による不法投棄監視活動への支援や監視パトロール等に取り組むとともに、高性能の監視カメラを増設し、監視の強化を図るなど、各種取組を総合的・計画的に進めていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
135	廃棄物適正処理対策事業	V－11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進		廃棄物の適正処理確保	・民間の中間処理施設、最終処分場及び収集運搬事業所を有する事業者	・立入検査の実施	計画 どおり	284	・H8		【①昨年度の評価(成果や課題)：周辺住民の安全安心の確保及び廃棄物処理業者における適正処理の確保】 ・廃棄物の処理により、周辺の生活環境に影響を及ぼすことがないよう、廃棄物を取扱う中間処理施設などを中心に立入検査を実施し、事業者に対して、廃棄物処理基準や契約・manifesto等について法令を遵守するよう、適切な助言・指導などを行い、廃棄物の適正処理を確保した。 【②今後の取組方針：廃棄物処理業者への立入検査の継続】 ・廃棄物の適正処理を徹底させるため、引き続き、中間処理施設、最終処分場及び収集運搬事業所への立入検査を計画的に実施し、事業者に対し法の基準遵守を指導していく。	
136	土砂等適正処理推進事業	V－11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進		土壌の汚染及び災害の発生防止	500㎡以上の土地に土砂を搬入する事業者	・土砂条例許可	計画 どおり	171	H12		【①昨年度の評価(成果や課題)：不適正盛土の未然防止、土砂条例の一部改正】 ・土砂等の埋立てによる特定事業について、土砂条例に基づき適正に審査・指導等を行うとともに、パトロールによる巡回監視や立入検査などを実施することにより、不適正盛土の未然防止に努めた。 ・また、「盛土規制法」の運用開始に伴い、土砂条例の一部改正(みなし許可の新設)を行った。 【②今後の取組方針：土砂条例遵守の徹底、土砂条例一部改正に伴う対応】 ・引き続き、市民生活の安全確保を図るため、土砂条例に基づく審査・指導等を行うとともに、庁内関係課や栃木県、警察等と連携を図り、土砂等の適正処理を推進していく。	
137	リサイクル推進活動支援事業	V－11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進		リサイクル推進員を通して、地域における主体的なごみの減量化・資源化、環境美化を促進する。	リサイクル推進員	・研修会、施設見学会の開催 ・情報紙「みやくりん」の発行	計画 どおり	744	H14		【①昨年度の評価(成果や課題)：リサイクル推進員との連携による、地域主体のごみの減量化・資源化、環境美化】 ・リサイクル推進員を対象とした研修会・施設見学会の実施や情報紙「みやくりん」を通じた地域活動の事例紹介など、リサイクル推進員の育成に取り組んだことなどにより、地区文化祭においてリサイクル推進員が中心となった周知活動が増加するなど、リサイクル推進員の自主的な活動につながった。 ・一方、リサイクル推進員の活動に地域差が見られることから、地域の実情を踏まえながら、ごみの資源化・減量化、環境美化が推進されるよう支援を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針：リサイクル推進員の育成と活動支援】 ・新任者研修会・全体研修会の開催や情報紙「みやくりん」による情報提供等に取り組むとともに、分別講習会等を通じ、地域の実情に応じた情報発信に取り組むなど、リサイクル推進員の育成及び推進員としての活動を円滑に実施できるよう引き続き支援していく。	
138	3R周知啓発推進事業	V－11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進		市民による3Rの取組を促進するための、効果的・効率的な周知を行う。	市民	・分別講習会等の開催 ・ごみ分別アプリ等様々な媒体を活用した各種情報提供 ・3R啓発冊子(社会科補助教材等)の作成・配布	計画 どおり	6,114	H15		【①昨年度の評価(成果や課題)：市民の分別協力度、分別精度の向上に向けた周知啓発の実施】 ・分別講習会や環境出前講座、広報紙、自治会回覧、新聞折込チラシなどの様々な機会や媒体を活用した周知・啓発を実施したほか、視覚障がい者に向けた分別冊子の音声版・点字版」の配布、外国人に向けた「外国語版」の配布、多言語対応のごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信など、情報の行き届きにくい市民に対する周知を図った。 ・食品ロスの削減に向けては、令和6年5月にフードシェアリング促進事業を開始し、市民・事業者主体のフードシェアリングの仕組みを構築したところであり、引き続き、アプリ登録店舗・利用者数の拡大に取り組む必要がある。 ・また、令和6年12月に国が「食べ残し持ち帰りに関するガイドライン」を策定したことから、今後、持ち帰りの促進に向けた取組について検討していく必要がある。 【②今後の取組方針：様々な機会や場を活用した周知啓発の実施】 ・引き続き、市民の分別協力度・分別精度の更なる向上のため、対象者の世代などに応じ、デジタル広告やリーフレットなどの多様な媒体を使い分けた効果的な周知に取り組んでいく。 ・食品ロスの更なる削減に向け、市民の行動変容につながる講座を開催するとともに、フードシェアリング促進事業におけるアプリ登録店舗・利用者数の拡大に向けた周知・啓発に取り組んでいく。 ・「もったいない残しま10！運動」協力店などと連携した取組を検討するなど、外食時における食べきれない料理の持ち帰りの促進に取り組んでいく。	
139	資源物集団回収推進事業	V－11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進	SDGs	地域におけるごみの資源化を促進する。	資源物集団回収実施団体、指定回収者	・資源物集団回収に対する実施団体への報償金の交付 ・指定回収者への補助金の交付	計画 どおり	34,976	S53		【①昨年度の評価(成果や課題)：資源物集団回収実施団体等への支援】 ・令和6年度から報償金単価を7円に引き上げたことに伴い、自治会回覧や広報紙などによる周知・啓発を強化したことにより実施回数は増加したものの、新聞や雑誌等の回収物の減少などの影響により回収量や実施団体が減少している。 ・資源物集団回収の活性化に向け、既存団体に対する回収量拡大に向けた助言や実施団体の拡充に取り組む必要がある。 ・指定回収者に対する補助金については、事業者が安定して資源物を回収するための最適な支援策であるため、継続していく必要がある。 【②今後の取組方針：資源物集団回収の活性化に向けた支援】 ・資源物集団回収の活性化に向け、既存団体に対する好事例の提供や未実施団体に対するスタートアップ支援などに取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
140	家庭用生ごみ処理機設置費補助金	V-11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進	SDGs	家庭から排出される焼却ごみのうち、生ごみの減量化と資源化を推進する。	市民	・家庭用生ごみ処理機の購入費の助成	計画どおり	5,578	S61		【①昨年度の評価(成果や課題):家庭における生ごみの減量化・資源化の取組促進】 ・広報紙や市ホームページ、SNSなど様々な媒体で周知した結果、補助台数は増加しており、電動式を中心に家庭用生ごみ処理機の普及が進んでいる。 ・組成分析調査の結果、家庭から排出される焼却ごみの約2割が生ごみであることから、引き続き、生ごみの減量を促進する必要がある。 【②今後の取組方針:家庭用生ごみ処理機の利用拡大の促進】 ・引き続き、家庭用生ごみ処理機の普及に向け、適宜、補助制度の在り方を精査しながら、購入費の助成や活用促進の周知・啓発を図っていく。	
141	廃食用油・使用済小型家電資源化事業	V-11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進	SDGs	資源循環利用の推進及び市民の資源化意識の向上を図る。	市民	・廃食用油の回収、資源化 ・使用済小型家電の回収、資源化	計画どおり	4,033		廃食用油 H19 使用済小型家電 H20	【①昨年度の評価(成果や課題):拠点回収に関する周知啓発の強化】 ・回収拠点の拡充や様々な機会や媒体を活用した周知・啓発を行ったものの、廃食用油・使用済小型家電ともに回収量は横ばいとなっている。 ・拠点回収への協力度を一層高めることができるよう、市民の関心や利用機会の拡大に向けて周知・啓発を強化する必要がある。 【②今後の取組方針:リサイクル意識の向上による資源化の推進】 ・引き続き回収拠点の拡充に取り組むとともに、循環型社会の実現に向けた市民のリサイクル意識の向上を図るための周知・啓発に積極的に取り組み、回収量の増加を図っていく。	
142	事業系ごみ適正処理推進事業	V-11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進		事業者による事業系ごみの適正処理を促進する。	事業者	・廃棄物管理責任者研修会の開催 ・減量等計画書の提出 ・大規模事業所訪問 ・中規模事業所訪問	計画どおり	402	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):事業系ごみ適正処理の更なる促進】 ・宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等に基づき、大規模事業所と中規模事業所の戸別訪問を計画的に実施し、事業系ごみの分別や排出に関する指導に加えて、プラスチック製品の使用抑制や事業系食品ロスの発生抑制に向けた取組を要請するなど、事業所における適正処理につながる取組を実施することができた。 ・事業系ごみ適正処理の更なる促進に向け、減量等計画書の提出に係る利便性向上や訪問時の指導強化に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:DXの推進を通じた更なる適正処理の促進】 ・引き続き、戸別訪問指導時における食品ロスやプラスチックごみの発生抑制の働きかけに取り組むとともに、新たに、減量等計画書の電子申請受付や訪問時におけるタブレットを活用した指導・記録に取り組んでいく。	
143	ふれあい収集事業	V-11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進	SDGs	高齢者や障がい者で、自らごみステーションへごみを持ち出すことが困難な方に対する負担を軽減し、安全・安心・快適な生活につなげる	親族や地域コミュニティ等の協力を得ることができず、自らごみ等を排出することが困難な高齢者や障がい者	戸別訪問によるごみ収集	計画どおり	0	H24		【①昨年度の評価(成果や課題):対象者数増加への適切な対応】 ・家族やケアマネジャーの協力による申請者数が増加しているものの、随時、収集運搬体制の見直しを図り、的確かつ効率的な収集を実施したことにより、高齢者及び障がい者のごみ排出の負担を軽減し、安全安心で快適な生活に繋げることができた。 ・対象者数が増加傾向にあることから、引き続き、きめ細かなサービス提供に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:的確かつ効率的な収集運搬体制の維持】 ・超高齢化や高齢者一人世帯数の増加などに伴い、対象者の増加が見込まれることから、引き続き、高齢者及び障がい者に寄り添った、ごみ排出の負担軽減が図られる体制を維持し、安全安心で快適な生活の確保を進めていく。 ・事前訪問調査時において、利用者や支援者に分別方法を分かりやすく周知・指導を行い、ごみの減量化・資源化に取り組む。	
144	ごみステーション適正管理事業	V-11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進	SDGs	地域の良好な生活環境と公衆衛生を確保する	・市民 ・ごみステーション	・ごみステーションの美化や環境衛生の保持 ・適正排出指導	計画どおり	1,528	S44		【①昨年度の評価(成果や課題):ごみステーションの適正な維持管理】 ・令和5年度と比較すると、分別や排出方法の問い合わせ件数は横ばいであり、自治会や管理会社等への継続的な情報提供や指導を進めることで、ごみステーションの環境衛生の保持及び適正管理を図った。 ・一方で、違反シールが貼られたごみが放置されたままになる等、維持管理ができていないごみステーションが一定数あることから、引き続き、適正な維持管理を支援していく。 ・令和7年度のごみ収集運搬事業者委託替えに合わせて、一部地域において収集曜日を見直したことから、適正にごみ排出がなされるよう、対象となる地域の市民に周知を図った。 【②今後の取組方針:ごみステーションの適正管理の推進】 ・地域の良好な生活環境と公衆衛生の確保に向け、自治会や集合住宅管理者等との連携による、ごみステーションの適正な維持管理や美化への支援を実施し、維持管理の行き届いていないごみステーションについては、市民やごみ収集委託事業者等からの情報を集約し、適切かつ迅速な指導を行うなど、ごみステーションの適正管理を推進していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
145	ごみ処理施設整備 (クリーンパーク茂原)	V-11	ごみの減量化・資源化と適 正処理の推進	SDGs	施設の安定稼働	・市民 ・事業者	整備工事の実施等による 施設の適正な維持管理	計画 どおり	1,240,019	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):中間処理施設の適切な整備】 ・設備機器の更新時期を迎えていることから、施設の安定稼働を確保するため、長寿命化総合計画に基づき、計画的に整備工事を実施した。 ・リサイクルプラザについては、監視カメラ整備工事を行うとともに、火災対策設備の導入に向け、基本設計をを行い導入する設備を決定した。 【②今後の取組方針:継続的な施設の安定稼働に向けた検査・点検等に基づく計画的な整備工事の実施】 ・焼却施設については、新施設の再整備時期を見据えながら、引き続き、長寿命化総合計画に基づき、精密機能検査、日常点検結果等に基づく計画的・効果的な整備工事を行い、施設の安定稼働を確保していく。 ・リサイクルプラザについては、引き続き、長寿命化総合計画に基づき、精密機能検査、日常点検結果等に基づく計画的・効果的な整備工事を行うとともに、火災対策設備の導入を推進する。	
146	ごみ処理施設整備 (エコプラセンター下荒針)	V-11	ごみの減量化・資源化と適 正処理の推進	SDGs	施設の安定稼働	・市民 ・事業者	整備工事の実施等による 施設の適正な維持管理	計画 どおり	14,733	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):中間処理施設の適切な運営】 ・適正な維持管理を行い、施設の安定稼働を確保した。 ・令和5年度に実施した火災対策についての調査結果を踏まえ、最新技術の動向を踏まえた火災対策の強化を図る必要がある。 【②今後の取組方針:継続的な施設の安定稼働】 ・引き続き、施設の安定稼働を確保し、資源物の有効利用を推進していく。 ・火災対策の強化等については、設備の改修と合わせ導入を検討する。	
147	ごみ処理施設整備(クリーンセン ター下田原)	V-11	ごみの減量化・資源化と適 正処理の推進	SDGs	施設の安定稼働	・市民 ・事業者	整備工事の実施等による 施設の適正な維持管理	計画 どおり	0	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):中間処理施設の適切な運営】 ・適切な維持管理を実施し、施設の安定稼働を確保した。 【②今後の取組方針:継続的な施設の安定稼働】 ・引き続き、各種業務委託の点検・日常点検結果等に基づく、計画的・効果的な維持管理を実施し、施設の安定稼働の確保する。	
148	ごみ処理施設整備(エコパーク下横 倉)	V-11	ごみの減量化・資源化と適 正処理の推進	SDGs	施設の安定稼働	・市民 ・事業者	整備工事の実施等による 施設の適正な維持管理	計画 どおり	0	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):最終処分場の適切な運営】 ・埋立物の搬入状況に応じた埋立計画の適宜見直しや、埋立作業を適切に実施することで、最終処分場の安定的な運営を行った。 ・浸出水処理施設の適切な維持管理を実施することで、計画処理水質に適合した水質を確保した。 【②今後の取組方針:浸出水の適正処理及び計画的な埋立作業の実施】 ・引き続き、埋立計画を踏まえた適切な埋立作業を実施することで、最終処分場の安定的な運営を行っていく。 ・浸出水処理施設の適切な維持管理を実施し、計画処理水質に適合した水質を確保する。	
149	ごみ処理施設整備(エコパーク板 戸)	V-11	ごみの減量化・資源化と適 正処理の推進	SDGs	施設の安定稼働	・市民 ・事業者	整備工事の実施等による 施設の適正な維持管理	計画 どおり	0	H16		【①昨年度の評価(成果や課題):最終処分場の適切な運営】 ・遮水シートの損傷の発生に対し、「宇都宮市エコパーク板戸の遮水シートの損傷に係る対策検討委員会」での意見を踏まえ、地下水モニタリング調査の拡充、埋立地の状況把握や予防保全の視点から必要な修繕を計画的に実施するなど維持管理の強化を行った。 ・追加の止水対策実施に向け実施設計を行い、工事を発注・契約した。 【②今後の取組方針:継続的な浸出水の適正処理の実施及び跡地利活用の検討】 ・止水対策工事について、着実に工事を完成させる。 ・拡充した地下水モニタリング調査や埋立地の状況把握など、強化した維持管理の継続に取組むとともに、計画処理水質に適合した水質の確保に向けて、浸出水処理施設を適切に管理していく。 ・地元と適宜意見交換を行いながら保全ゾーンを含めた跡地利活用の検討を進める。	
150	し尿処理施設解体事業 (旧東横田清掃工場解体工事)	V-11	ごみの減量化・資源化と適 正処理の推進	SDGs	し尿処理施設の解体・ 更地化及び借地の解 消等	・市民 ・事業者	・計画的な施設の解体	計画 どおり	532,933	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):解体工事の着実な実施】 ・解体工事の進捗状況を把握するとともに、受託事業者や建築課と連携し、速やかな検討を行い、解体工事の適切な管理に努めた。 【②今後の取組方針:解体工事完了後の敷地の整理】 ・解体工事完成後、借地の解消を見据え、境界測量など敷地の整理に取り組んでいく。	
151	クリーンパーク茂原ごみ焼却施設再 整備事業	V-11	ごみの減量化・資源化と適 正処理の推進	戦略事業	クリーンパーク茂原ご み焼却施設の再整備	・市民 ・事業者	クリーンパーク茂原ごみ 焼却施設の計画的な再 整備	計画 どおり	14,872	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):クリーンパーク茂原ごみ焼却施設再整備事業の推進】 ・次期ごみ焼却施設の建設地について、「基本構想」を踏まえ、候補地を選定し、地元自治会等への説明を実施するなど、住民理解の促進を図りながら、クリーンパーク茂原同一敷地内に決定した。また、施設整備基本計画の令和7年度の策定に向け、施設規模や整備コンセプトなどの具体的な検討を行い、計画的に施設整備事業を推進した。 【②今後の取組方針:クリーンパーク茂原ごみ焼却施設再整備事業の推進】 ・令和6年度から検討を進めている施設整備基本計画を策定し、処理方式や事業手法等を具体化するとともに、環境影響評価や今後の設計に向けた基礎情報となる地質調査や測量調査を実施するなど、事業を計画的に進めていく。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
152	プラスチック資源化事業	V－11	ごみの減量化・資源化と適正処理の推進	戦略事業	プラスチック製品の資源化	・市民 ・事業者	プラスチック製品の計画的な資源化の推進	計画 どおり	18,964	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):プラスチック製品の資源化の推進】 ・プラスチック製品の資源化に向け、民間事業者や他自治体の動向調査、エコプラセンター下荒針において実証実験等を行い、施設の整備方法等について、検討・整理した。 【②今後の取組方針:プラスチック製品の資源化の推進】 ・プラスチック製品の資源化などについて、関係課と連携しながら引き続き必要な施設改修等の検討を行っていく。	拡大
153	環境検査事務	V－11	自然と共生の推進		生活環境の保全に係る行政指導に必要な検査データを提供し、関係課の業務を科学的根拠により支援する。	・環境保全所管課	・生活環境を保全するための検査の実施とデータ提供	計画 どおり	9,741	H10		【①昨年度の評価(成果や課題):環境検査の項目拡充及び精度の向上】 ・工場排水や地下水等の重金属やゴルフ場排水水中の農薬等について、迅速かつ正確に検査を実施するなど、依頼課の環境保全対策を科学的なデータの提供により支援できた。 ・令和6年11月から続く市内地下水におけるPFOS等暫定指針値超過への対応として、至急検査体制整備(当初令和7年度整備予定)が必要となり、国研修会参加、関連機器購入に併せ、既存機器による検討検査を開始した。 ・環境検査の外部精度管理調査に参加するなど、検査精度や信頼性の向上を図ることができた。 ・当試験所におけるPFOS等の検査法を確立し、早期に検査体制を整備する必要がある。 【②今後の取組方針:試験検査の充実と調査研究の推進】 ・行政指導等に必要検査データを依頼課に提供し、環境保全対策を科学的に支援できるよう、衛生環境試験所運営計画(令和7～11年度)に基づき、試験検査を円滑に実施するとともに、PFOS等検査について、検査方法の確立・マニュアルの整備など、引き続き、試験検査の充実や調査研究の推進に取り組んでいく。	
154	生物多様性保全の推進	V－11	自然との共生の推進		・生物多様性保全に関する意識の醸成を図る。 ・生きものとその生息・生育環境の保全の推進を図る。	・市民 ・事業者	・自然に親しむきっかけづくり ・学ぶ場の創出 ・活動へつなげる支援 ・生きものとその生息・生育環境の保全 ・生きものとその生息・生育環境の変化への対応	計画 どおり	47	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):生物多様性の認知度向上及び生きものとその生息・生育環境の保全につながる取組の実施】 ・生物多様性の認知度は、17.9%(平成26年度)から37.6%に向上しているものの、年度目標値(66.8%)からは乖離していることから、認知度向上に向け、より一層意識の醸成を促す取組が必要である。 ・環境保全活動のノウハウやフィールドを持つ市民団体と環境保全活動を通じた社会貢献に意欲を示す事業者を結びつける「うつのみや生きものつながり活性化事業」については、保全活動が9回開催(延べ146人参加)されたところであるが、本事業を活用しマッチングできた団体・事業者は事業開始(R3年度)以降1組であり、令和6年3月時点においても、調整を進めている団体・事業者も1組にとどまっていることから、保全活動の活性化に向け、本事業の更なる推進が必要である。 【②今後の取組方針:生物多様性の認知度向上及び生きものとその生息・生育環境の保全に向けた取組の充実】 ・生物多様性の認知度向上に向けて、パンフレット、広報紙、自治会回覧、SNS等、各世代に適した様々な広報媒体を活用して、身近でわかりやすい情報を発信するとともに、自然とふれあう体験型プログラムの実施やイベントへの出展により、効果的に周知啓発を図るほか、「令和5・6年度自然環境基礎調査」の結果に基づき作成した新たなパンフレット・動画を活用し、啓発内容の充実を図っていく。 ・「うつのみや生きものつながり活性化事業」の市民団体の登録を増やすため、情報収集を行い登録に向けた働きかけを効果的に行うとともに、事業者に対しては、あらゆる機会を捉えた事業周知及び市民団体の紹介を行い、本事業を活用した新たなマッチング成立を目指す。また、多様な主体の連携による環境保全活動の活性化を推進するため、令和7年度に実施する第2次プラン策定の中で効果的な手法を検討していく。	改善
155	自然環境アドバイザー会議	V－11	自然との共生の推進		公共事業の実施にあたり、自然環境専門家からアドバイスを受け、自然環境への負荷を低減しながら事業の推進を図る。	市(公共事業)	自然環境の保護・保全対策についてのアドバイス	計画 どおり	141	H10		【①昨年度の評価(成果や課題):公共事業の実施に係る自然環境への負荷低減】 ・3回(3事業)のアドバイザー会議を開催し、専門家から自然環境への負荷低減に係るアドバイスを受けることにより、事業実施課において、定期的なモニタリングの継続などを当該公共事業に反映した。 【②今後の取組方針:アドバイザー会議の適切な運営】 ・引き続き、公共事業に係る自然環境への負荷低減を図るため、事業の進捗状況に合わせて、適宜、アドバイザー会議を開催し、専門家からの意見を当該公共事業に反映させていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
156	特定外来生物の防除	V－11	自然との共生の推進		特定外来生物等による被害拡大を防止する。	・市民 ・事業者	・特定外来生物等防除対策 ・栃木県が優先対策種に選定した外来カミキリムシ類の発生源となる被害木の伐採等に要する経費の補助	計画 どおり	443	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):特定外来生物への効果的な防除対策の実施】 ・特定外来生物等について、電話・メール・「宮ココ」等による通報受付から現地調査、駆除などに迅速に対応できた。 ・県内で被害が深刻化している特定外来生物クビアカツヤカミキリについて、市内16か所の監視活動や本市3～6例目の被害確認を受けて緊急調査を実施するなど、関係部署と連携して被害拡大防止に向けた対応が図れた。 ・外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業補助金については、対象となる被害2件に対し交付し、被害木の早期伐採につなげることができた。 ・今後、市内においてクビアカツヤカミキリの被害が拡大するおそれがあることから、引き続き適切に対応する必要がある。 【②今後の取組方針:特定外来生物等への適切かつ迅速な対応】 ・特定外来生物等による被害拡大を防止するため、市民に向けた正確な情報の発信や、電話・メール・「宮ココ」等による通報受付から、現地調査・駆除など、国・県と連携して迅速に対応していく。 ・クビアカツヤカミキリの被害拡大防止に向けては、被害木の早期発見及び早期伐採が有効な防除策であることから、市民に対する情報発信媒体の拡充や成虫発生時期(5～10月)に合わせた市有施設の樹木点検により被害木の早期発見につなげるとともに、外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業補助金を活用し所有者の負担を軽減することで、被害木の早期伐採を推進していく。	
157	自然環境基礎調査	V－11	自然との共生の推進		本市の自然環境の現況及び経年変化を把握するとともに、生物多様性保全の推進を図る。	市内の自然環境	・自然環境の現況及び経年変化の把握 ・生物多様性保全に向けた施策等の検討のための基礎資料の作成 ※令和5・6年度で業務委託により実施	計画 どおり	23,991	H2		【①昨年度の評価(成果や課題):自然環境基礎調査の実施・活用】 ・自然環境の現況及び経年変化の把握のため、業務委託により、現地調査(春・夏・秋季)を実施し調査結果のとりまとめや重要配慮地域の再選定等を行い、調査結果報告書、侵略的外来種リスト、啓発用パンフレット・動画を作成した。 【②今後の取組方針:自然環境基礎調査結果の活用】 ・自然環境基礎調査の結果について、令和7年度に策定予定の「第2次生きものつながりプラン」の基礎資料として活用するとともに、調査結果をもとに新たに作成したパンフレットや動画について、各種イベント・パネル展示・出前講座等での周知・啓発に活用する。また、重要配慮地域の再選定に伴い、自然環境保全地域等の監視活動の内容や頻度等の見直しを行う。	
158	大気汚染状況の監視	V－11	自然との共生の推進		大気汚染物質の環境基準等の達成状況を把握するとともに、大気汚染物質やアスベストによる被害を防止する。	市民	大気汚染防止法に基づく大気汚染状況の調査・公表	計画 どおり	36,028	S46		【①昨年度の評価(成果や課題):大気汚染の適切な状況把握及び周知】 ・大気汚染防止法に基づき、市域における大気中の光化学オキシダントやPM2.5など、大気汚染物質の常時監視を適切に実施した。 ・本市の大気は良好に保全され、光化学スモッグ注意報発令回数は減少傾向にあり、令和6年度は、光化学スモッグ注意報発令が無かったものの、注意報等発令時には適切に対応する必要がある。 【②今後の取組方針:継続的な大気汚染の状況把握及び周知】 ・大気の状態を適切に把握するため、測定機器等の適正保守や費用対効果も考慮した計画的な更新により、測定値の信頼性を確保していく。 ・市民の安全安心確保のため、光化学スモッグ注意報等発令時には、引き続き、適切かつ迅速な周知を行っていく。	
159	水質汚濁状況の監視	V－11	自然との共生の推進		水質汚濁物質の環境基準等の達成状況を把握するとともに、地下水汚染や異常水質事故による被害を防止する。	市民	・水質汚濁防止法に基づく河川・地下水の水質調査・公表 ・異常水質事故や地下水汚染の未然防止と当該事故等発生時における被害抑制	計画 どおり	11,759	S46		【①昨年度の評価(成果や課題):河川・地下水の水質の適切な状況把握及び異常水質事故や地下水汚染の未然防止等】 ・水質汚濁防止法及び栃木県の「公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、市域における河川・地下水の水質調査を適切に実施し、本市の河川・地下水の水質は概ね良好に保全されていることが確認できた。 ・当該測定計画の対象とならないPFOS及びPFOAについては、本市の地下水においても指針値超過が確認されたことから、国の「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」等に基づき、超過範囲の把握に向けた調査を実施した。 ・事業者による河川への油類流出等、異常水質事故が3件発生していることから、更なる水質保全に向けた取組が必要である。 【②今後の取組方針:継続的な水質の状況把握及び事業者等への啓発と対策マニュアルに基づく適切な対応】 ・河川・地下水の水質を把握するため、調査地点や調査項目について適宜見直ししながら、調査を継続していく。 ・PFOS及びPFOAについては暫定指針値超過範囲の把握に向け、地下水調査を実施するとともに、必要に応じ国に助言を求めながら、原因究明に取り組んでいく。また、河川水については、県と連携しながら、状況の把握に努めていく。 ・水質事故の未然防止のため、事業者に対し、長期休暇時や台風の接近等自然災害の発生が想定される場合などに、適切な施設管理に係る啓発を行うほか、水質事故が発生した場合には、対策マニュアルに基づき関係課と適切かつ迅速な対応を行っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
160	騒音振動調査	V－11	自然との共生の推進		自動車や新幹線騒音等の環境基準等の達成状況を把握するとともに、関係機関等への要望・要請により騒音振動の低減を図る。	市民	騒音規制法等に基づく自動車騒音、航空機騒音、新幹線騒音振動の調査・公表と、関係機関等への要望活動	計画 どおり	10,949	S51		【①昨年度の評価(成果や課題)：騒音・振動の適切な状況把握と良好な生活環境の確保】 ・騒音・振動の状況を適切に把握し、防衛省、自衛隊及び鉄道会社に対し、各1回要望書を提出した。引き続き、法令等に基づき、市域における騒音・振動の状況を適切に把握し、関係機関と調整を図りながら対応していく必要がある。 【②今後の取組方針：継続的な状況把握と要望活動の実施】 ・騒音振動の低減が図られた、良好な生活環境を確保するために、測定精度を確保しながら、騒音等の適切な状況把握を行うとともに、その結果や苦情の発生状況等を基に関係機関等への要望活動を行っていく。	
161	放射線量や化学物質の調査	V－11	自然との共生の推進		・放射線量の状況やダイオキシン類の環境基準達成状況を把握する。 ・PCB廃棄物の適正な処理を促進する。	・市民 ・事業者	・市域の空間放射線量の調査・公表と、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境中のダイオキシン類の調査・公表 ・PCB廃棄物の適正な処理のための指導や周知	計画 どおり	5,060	H11		【①昨年度の評価(成果や課題)：空間放射線量・ダイオキシン類の適切な状況把握並びにPCB廃棄物の適切な状況把握及び適正処理指導】 ・空間放射線量・ダイオキシン類の状況を適切に把握しており、生活環境は良好に保全されている。引き続き、適切に状況を把握していくことが必要である。 ・PCB廃棄物の状況は適切に把握できているものの、低濃度PCB廃棄物の処理期限(令和9年3月末)が近づいていることから、早期処理に向けた取組が必要である。 【②今後の取組方針：継続的な空間放射線量・ダイオキシン類の測定及びPCB廃棄物の適正処理の促進】 ・市民の安全安心確保のため、測定精度を確保しながら、引き続き空間放射線量・ダイオキシン類の測定を行っていく。 ・PCB廃棄物の処理期限内の早期処理に向け、事業者に対し国の支援制度の周知や個別訪問による適正処理の指導を行っていく。	
162	工場・事業場の監視・指導	V－11	自然との共生の推進		環境法令に基づく届出の適切な審査や厳格な立入検査等により公害の発生を未然に防止する。	・市民 ・事業者	・環境法令に基づく工場・事業場等への立入検査・指導 ・アスベスト飛散防止対策の推進 ・公害苦情相談への適切対応	計画 どおり	49	S43		【①昨年度の評価(成果や課題)：法令遵守の徹底、解体等工事におけるアスベストの飛散防止及び公害苦情等相談への適切な対応】 ・工場・事業場における排水基準超過が2件発生したが、生活環境への影響が生じないよう、速やかに行政指導を行い改善させている。 ・大気汚染防止法に基づく届出のあった解体等工事について、すべて立入検査を行い、作業基準への適合を確認した。令和2年6月に改正された大気汚染防止法に基づき、新たな規制対象として追加されたアスベスト含有成形板等(レベル3)の除去等に関する監視・指導を効果的・効率的に実施するなど、解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策を一層推進する必要がある。 ・公害苦情等に関する各種相談を183件受け付け、すべて適切に対応した。 【②今後の取組方針：公害等の未然防止及び公害苦情等相談対応の円滑化】 ・環境法令に基づく排出基準を超過する事業場数がゼロとなるよう、適切な立入検査を継続するとともに、過去に排出基準を超過した工場・事業場については、立入検査頻度を増やすなど、監視・指導を重点的に行っていく。 ・大気汚染防止法の改正に伴い、令和8年1月から有資格者等による石綿事前調査の対象が工作物まで拡大されることについて周知を図るほか、事業者の法令遵守の徹底を図るため、引き続き、レベルに応じた立入検査を実施し、効果的な指導を実施していく。 ・複雑・多様化する公害苦情等への適切な対応に向け、相談事例を検証し、蓄積していく。	
163	事業者等への環境保全に関する意識啓発	V－11	自然との共生の推進		市民・事業者への意識啓発により公害の未然防止と更なる生活環境の向上を図る。	・市民 ・事業者	・環境協定の推進 ・周知等による意識啓発	計画 どおり	9	H20		【①昨年度の評価(成果や課題)：環境協定の推進及び周知等による意識啓発】 ・工業団地の担当者研修会において、環境協定の概要等について周知を行ったものの、新たな締結事案が無かったことから、環境協定の新規締結に向けた取組が必要である。 ・事業者を対象として、事業者環境配慮行動の促進チラシの配布及び紹介パネルの掲示を行うとともに、工業団地内の全工場に対し、環境行動啓発チラシ等を配布した。 ・市民の良好な生活環境を確保するため、事業者等に対し、更なる意識啓発や環境配慮行動の推進を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針：一層の環境協定の推進及び周知等による意識啓発】 ・市民の良好な生活環境を確保するため、環境配慮行動やSDGsへの貢献等、環境協定締結の意義を分かりやすく解説したリーフレットを配布するほか、環境協定締結工場のイメージ向上のための市ホームページ・SNSの活用など、広報強化により、環境協定締結の拡大を図っていく。 ・事業者の積極的な環境配慮行動の促進に向け、啓発チラシに掲載する事業者の優れた取組内容を更新する。	